



14. 4-519
1200501206972

14.4
19



始



144
519

昭和二年六月發刊

上水道統計及報告

第十一號

(以印刷代謄寫)

上水協議會

上水道統計及報告目次

上水道協議會贈本

一頁
一 上水協議會ノ沿革……………

一頁
一 上水協議會加盟年月表……………

四頁
一 上水協議會開催年月表……………

六頁
一 上水協議會規則……………

一頁
一 協定事項……………

三頁
● 協定上水試験法……………

五頁
● 協定統計様式……………

五頁
● 上水道職工工夫取締同盟規約其他……………

五頁
一 上水協議會ノ機關……………

五頁
一 昭和二年度上水協議會歳入出豫算……………

六頁
一 同上加盟各所負擔額表……………

六頁
一 大正十四年度上水協議會歳入出決算報告……………

一頁
一 水道統計……………



14.4-319

(一) 加盟各所水道經營機關..... 一五

(二) 職員並附屬員..... 折込表

 其一、職員..... 折込表

 其二、附屬員..... 折込表

(三) 水道事務處理件數..... 一〇七

(四) 給水區域內面積..... 一六

(五) 給水普及率..... 二五

(六) 給水狀況..... 折込表

 其一、栓數並戶口數..... 折込表

 其二、給水栓並戶口增加率..... 折込表

(七) 給水區域內總戶口增加率..... 折込表

(八) 水量..... 折込表

 其一、最大、最少、平均..... 一三五

 其二、各月配水量..... 折込表

 其三、配水量增加率..... 折込表

其四、一栓當一箇月最多使用水量..... 折込表

(九) 淨水作業..... 一四五

(十) 給水並維持工事..... 一五三

(十一) 量水器..... 折込表

 其一、量水器取付數..... 折込表

 其二、量水器種別..... 一六三

 其三、量水器異狀並修繕費..... 折込表

(十二) 供給勞力..... 一八九

(十三) 水料減免..... 一九八

一報 告..... 折込表

 一、會員異動..... 二〇五

 一、建議事項..... 二〇六

一附 錄..... 折込表

 一、米國各市町水道設計..... 東京市水道局淨水課長 岩崎富久..... 折込表

上水道統計報告目次終

上水道統計及報告第十一號

上水協議會ノ沿革

上水協議會ノ改良水道ヲ有スル全國各所ノ當事者會同シ上水道ニ關スル諸種ノ事項ヲ研究シ且相互報告類ヲ交換スル目的ヲ以テ明治三十七年東京市ノ首唱ニ依リ成立シタルモノニシテ爾來毎年一回各所輪番ニ開催シ其ノ費用ハ全部主催地ニ於テ負擔スルヲ例トシタルモ本會ノ振興發展ヲ期スル爲從來ノ制度ヲ變更シテ本會ノ經費ハ之ヲ會員ノ負擔トシ且本會ニ於テ上水道ニ關スル統計報告其ノ他ノ事項ヲ輯録刊行シ會員ニ配付スルコトナリ大正十一年度ヨリ之ヲ實施セリ

上水協議會會員加盟年月表

會員名	所 在	加 盟 年 月	會員名	所 在	加 盟 年 月
東京市	東京府	明治三十七年三月	橫濱市	神奈川縣	明治三十七年三月
大阪市	大阪府	同	長崎市	長崎縣	同
神戸市	兵庫縣	同	廣島市	廣島縣	同

會員名	所在	加盟月日	會員名	所在	加盟月日
米子市	鳥取縣西伯郡	大正十四年十一月	平壤府	朝鮮平安南道	昭和二年四月
元山府	朝鮮咸鏡南道	同十五年四月	五所川原町	青森縣	同
目黒町	東京府荏原郡	同	川崎市	神奈川縣	同
高砂町	兵庫縣加古郡	同	大泊町	樺太縣	同
釜山府	朝鮮慶尙南道	同	豐橋市	愛知縣	同
釜山府	朝鮮慶尙南道	同	金澤市	石川縣	同
仁川府	北豐島郡	同	豐原町	樺太縣	同
長岡市	朝鮮京畿道	同	大邱府	朝鮮慶尙北道	同
前橋市	群馬縣	同	若松市	福島縣	同
大津市	滋賀縣	同	青梅町	西多摩郡	同
群山市	朝鮮全羅北道	同	計一〇二箇所		
鎮南浦府	朝鮮平安南道	同			

上水協議會開催年月表

主催地名	開催回次	開催年月	主催地名	開催回次	開催年月
東京市	第一回	明治三十七年三月	長崎市	第三回	明治三十九年十月
大阪市	第二回	同三十八年十月	横濱市	第四回	同四十年七月

神戸市	第五回	明治四十一年九月	臺灣總督府	第十五回	大正七年十一月
臺灣總督府	第六回	同四十二年九月	大坂市	第十六回	同八年十月
廣島市	第七回	同四十三年十月	小樽市	第十七回	同九年八月
東京市	第八回	同四十四年十月	横濱市	第十八回	同十年九月
岡山市	第九回	大正元年十月	名古屋	第十九回	同十一年十月
朝鮮總督府	第十回	同二年十月	甲府市	第二十回	同十二年十月
新潟市	第十一回	同三年十月	小倉、門司、若松、三市聯合主催	第二十一回	同十三年十月
佐世保市	第十二回	同四年五月	高崎市	第二十二回	同十四年十月
京都市	第十三回	同五年十一月	京都市	第二十三回	同十五年十月
京都市	第十四回	同六年八月			

上水協議會開催年月表

上水協議會規則

大正六年第十四回會議ニ於テ組織變更動議成立
大正九年第十七回會議ニ於テ改正規則實施議決
大正十一年第十八回會議ニ於テ改正規則第一項追加
大正十二年第十九回會議ニ於テ改正規則第二項追加
大正十三年第二十回會議ニ於テ(第二十一條)追加
大正十五年第二十三回會議ニ於テ改正規則議決

第一章 總 則

第一條 本會ハ上水道ニ關スル諸般ノ事項ヲ研究調査シ其ノ改良進歩ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第二條 本會ハ上水協議會ト稱ス

第三條 本會ハ官廳市區町村會社等ニシテ上水道ヲ經營スルモノ及水道敷設計畫中ノモノヲ以テ會員トス

官廳ニシテ直接水道ノ經營ヲ爲ササルモ官公署ノ施設經營ヲ監督スルモノハ前項ノ會員ト看做ス

第四條 本會ハ第一條ノ目的ヲ達スル爲會議ヲ開催シ水道統計類ヲ輯録シテ會員ニ配付ス

第五條 本會ニ關スル事務ヲ處理スル爲理事一名ヲ置ク

理事ハ會議ニ於テ會員中ヨリ出席會員之ヲ選舉ス投票同數ナルトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

理事ハ名譽職トシ其ノ任期ハ二箇年トス但シ重任スルコトヲ得

第六條 本會ニ主事一名書記其他ノ職員若干名ヲ置ク

前項ノ職員ハ有給トシ理事之ヲ任免ス但シ其ノ一部ヲ無給トスルコトヲ得

職員ノ給與其ノ他ニ關シ必要ナル事項ハ理事之ヲ定ム

第二章 職務權限

第七條 理事ハ會議ノ都度次年度ノ豫算ヲ提出シ且前年度ノ收支決算ヲ報告スヘシ

第八條 理事ハ現金ノ收支並水道統計類議事録ノ編纂刊行ニ關スル事務ヲ總理ス

第九條 主事及書記其ノ他ノ職員ハ理事ノ指揮ヲ受ケ會務ニ従事ス

第三章 會 議

第十條 會議ハ毎年一回之ヲ開キ會員ヨリ提出シタル議案其ノ他ノ事項及豫算決算ヲ議決ス

會議開催地ハ前年ノ會議ニ於テ豫メ之ヲ定ム

第十一條 會議ノ招集、會議ノ議長其ノ他會議ニ關スル一切ノ事務ハ開催地會員之ヲ擔任ス

第十二條 開催地會員ハ理事ト協議ノ上内務省其ノ他關係當局ニ對シ會議ニ出席ヲ請求スヘシ

第十三條 會員ハ其ノ代表者ヲ會議ニ出席セシムヘシ

第十四條 會議ノ議事ハ出席會員ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ據ル

第十五條 會議ハ議案其ノ他ノ事項ヲ調査スル爲委員ヲ設クルコトヲ得

第十六條 委員ハ出席會員中ヨリ之ヲ選舉ス但シ議長ノ指名ニ委スルコトヲ得

第十七條 委員會ハ委員長一名ヲ互選スヘシ
第十八條 委員及委員長ノ選舉ハ無記名投票トシ比較多數者ヲ以テ當選者トス同數者アルトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

第十九條 委員長ハ委員會ヲ招集シ議事ヲ整理シ其ノ經過及結果ヲ會議ニ報告スヘシ
第二十條 委員會ハ委員半數以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開クコトヲ得ス其ノ議決ハ過半數ニ依リ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ委員長之ヲ決ス

第二十一條 議長ハ必要ニ應ジ分科會ヲ設クルコトヲ得
分科會ニ於テハ委員會ニ關スル規定ヲ準用ス
第二十二條 開催地會員ハ會議終了後議事録編纂ニ要スル一切ノ資料ヲ理事ニ回附スヘシ

第四章 水道統計類及議事録
第二十三條 水道統計類ニハ上水道ニ關スル統計、報告其ノ他ノ事項ヲ輯録シ議事録ニハ議事、講演其ノ他會議ニ關スル事項ヲ掲載ス

第二十四條 水道統計類ハ毎年六月及十二月ノ二回ニ議事録ハ次回會議開催二箇月以前ニ發刊ス但シ協定ニ依リ統計表ハ十二月發刊ノ分ニ掲載ス
第二十五條 水道統計類及議事録ノ配布部數ハ會議ニ於テ之ヲ決ス

第五章 會計

第二十六條 本會ノ經費ハ會員之ヲ負擔ス
前項ノ經費ハ其ノ半額ヲ均分シ他ノ半額ハ左ノ標準ニ依リ按分シテ之ヲ定ム但シ水道敷設計畫中ニ係ル會員ノ按分率ハ各其ノ二分ノ一トス

級別	會員	按分率
一級	臺灣總督府、朝鮮總督府、關東廳、南滿洲鐵道株式會社 總戶數 四萬以上ノ市區町村	一〇〇
二級	總戶數 三十萬以上四十萬未満ノ市區町村	九〇
三級	二十萬以上三十萬未満ノ市區町村	八〇
四級	十五萬以上二十萬未満ノ市區町村	七〇
五級	十萬以上十五萬未満ノ市區町村	六〇
六級	五萬以上十萬未満ノ市區町村	五〇
七級	三萬以上五萬未満ノ市區町村	四〇
八級	一萬以上三萬未満ノ市區町村	三〇
九級	五千以上一萬未満ノ市區町村	二〇
十級	同 千未満ノ市區町村	一〇

前項ノ戸數ハ前年末現在數ニ依ル

第二十七條 前條ノ負擔額ハ毎年四月一日ヨリ六月末日迄ニ理事ニ納付スヘシ
新ニ入會シタルモノノ負擔額ハ當該年度ニ於ケル同一級會員ノ負擔額ニ依リ月割ヲ以テ隨時指定期
限内ニ納付セシム其ノ級別ニ據リ難キモノハ會議ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム年度ノ中途ニ於テ退會スル
モ當該年度ノ負擔額ハ之ヲ納付セシム

第二十八條 會議ニ要スル費用ハ開催地ノ會員ノ意見ヲ徵シ理事之ヲ定ム

前項ノ費用ハ開催地會員ヨリ現金ノ前渡シヲ請求スルコトヲ得

第二十九條 開催地會員ハ會議終了後直ニ會議費精算書ヲ作り理事ニ提出スヘシ

第三十條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月末日ニ終ル

第三十一條 本會ノ現金ハ信用アル銀行ニ預ケ入レ之ヲ出納スヘシ

第三十二條 豫算各費目ハ之ヲ流用スルコトヲ得

第三十三條 決算ノ結果剩餘金ヲ生シタルトキハ之ヲ準備金トシテ積立ツ

第三十四條 準備金ノ處分ハ會議ノ議決ニ依ル

第三十五條 收支計算上錢位未滿ノ端數ヲ生シタルトキハ四捨五入ノ法ニ依ル

附 則

第三十六條 本規則ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第三十七條 本規則ハ會員ノ三分ノ二以上出席シ其ノ過半數ノ同意アルニ非サレハ之ヲ變更スルコト
ヲ得ス

第三十八條 協定上水試験法及協定事項其ノ他本則ニ抵觸セサル事項ハ從前ノ協定ニ依ルモノトス

● 協 定 事 項

協定上水試験法(大正十五年第二十三回
會議ニ於テ改正議決)

第 一 採 酌 法

一、上水試験用ノ採酌ノ左ノ三部ヨリスルコト

一、水 源

毎年春秋ノ二季ニ水源適宜ノ地ニ就キ採酌ス

水源地ニ沈澄池ヲ有スルモノハ本條ニ據ル

其他必要ニ應シ臨時採酌ヲ行フヘシ

二、淨 水 場

濾池、淨水池、溜井及沈澄池ハ毎日一回採酌スルコト

濾池、淨水池、溜井等甚々遠隔スルモノハ其ノ給水栓ニ就キ本條ヲ適用ス
事情ニ依リ一週一回迄ハ省略スルコトヲ得

三、給水栓

適宜ノ部分ニ就キ時々採酌スヘシ

二、採水器械ハ「ハイロート」氏法或ハ「エスマルヒ」氏法ニ據ルモノヲ用フルコト、但シ細菌學的
検査用ノモノハ各箇ノ瓶ニ所屬スル全装置ヲ殺菌スヘシ

三、濾池、淨水池、溜井等ニ於テハ可成周圍及ヒ深サノ中央ヨリ採酌スルコト

四、給水栓ヨリ採酌スルトキハ充分開放シテ五分間以上放流セシメタル後採酌スルコト

五、一定所ニ於ケル採酌ハ細菌學的検査用ノモノヲ先ニシテ化學的検査用ノモノヲ後ニスルコト

六、濾池、淨水池、溜井ニ於テ採酌スル場合ニ被蓋アル部ニシテ降雨ノ際ナルトキハ開放ノ爲ニ汚水混
入ノ虞アルヲ以テ暫時ノ後水質平均スルヲ待ツテ採酌スルコト

第二 理化學的試験

凡 例

一、本試験法ニ於テ使用セル略字、記號、度量衡ハ總テ第四改正日本藥局方ノ規定ニ據ルコトトセリ。

二、試藥ハ製法及ヒ含有量ニ關シ特別ノ記載アルモノ竝ニ現行日本藥局方外ノモノヲ除外、第四改

正日本藥局方ノ規定セルモノヲ使用スルモノトス。

三、單ニ「プロセント」トアルハ重量「プロセント」ヲ示スモノニシテ、溶液百重量中ニ存スル藥品
ノ重量ヲ指スモノトス。

四、容量「プロセント」ハ溶液百容積中ニ存スル藥品ノ容積ヲ指スモノトス。

試 驗 法

一、溫 度

水溫ハ採酌所ニ於テ「ベツタンコーフェル氏採水檢溫器」ヲ以テ測リ、氣溫ハ可成採酌所ニ近キ處
ニ於テ日光ノ直射ヲ避ケテ測ルヘシ、而シテ其ノ測定時間ハ十分時間、示度ハ攝氏ニ依ルモノト
ス。

二、濁 度

檢水百立方センチメートル (100c.c.) (濁濁甚タシキ場合ハ少量ヲ採リ蒸餾水ヲ以テ百立方セン
チメートル (100c.c.) ニ稀釋ス) ト濁度既知ノ標準液トヲ各別ノ「ネスレル管」(無色平底硝子管
ニシテ管底ヨリ二十センチメートル (20c.m.) ノ所ニ百立方センチメートル (100c.c.) ノ度目ヲ

有スルモノ)ニ採リ、黒紙上ニテ上方ヨリ透視シテ濁度ヲ定ム。但シ、濁度ハ蒸餾水一リートル(1L)中ニ白陶土一ミリグラム(1mg)ヲ含ムモノヲ以テ一度ト定ム。

三、色 度

檢水百立方センチメートル(100c.c.m.)ト色度既知ノ標準液トヲ各別ノ「ネスレル管」ニ採リ、白紙上ニ置キ上方ヨリ透視シ比色檢定ス。但シ色度ハ四萬倍ピスマルクブラウン水溶液一立方センチメートル(1c.c.m.)ヲ蒸餾水ヲ以テ稀釋シ、全容積ヲ一リートル(1L)トナシタルモノヲ一度ト定ム。

四、臭 味

檢水百五十立方センチメートル(150c.c.m.)ヲ内容五百立方センチメートル(500c.c.m.)ノ共口エレンマイエルコルベン」ニ採リ、栓塞シ重湯煎又ハ熱板上ニテ殆ント沸騰スルニ至リ、五分間放冷シ振盪シテ臭味ヲ檢ス。

五、反 應

反應ハ「ロゾール酸溶液」ヲ以テ檢ス。評語ハ「弱酸性」「中性」「弱アルカリ性」及ヒ「アルカリ性」トス
「ロゾール酸溶液製法」

「ロゾール酸」一グラム(1g)ヲ八十容量プロセント「アルコール」五百立方センチメートル(500c.c.m.)ニ溶解シ茲ニ得タル橙黄色ノ液ニ「バリット水」ヲ加ヘテ液色ノ正ニ赤色ニ變セントスルノ

度ニ至ラシム。

「バリット水」製法

「アルカリ」ヲ含マサル純粹ナル水酸化バリウム」三・五グラム(3.5g)及ヒ「クロールバリウム」〇・二グラム(0.2g)ヲ蒸餾水ニ溶解シ、全量ヲ一リートル(1L)トナシ靜置シテ偶々存在スル炭酸バリウム」ヲ沈定セシムヘシ。

「イ」 「アルカリ度」ノ測定

檢水百立方センチメートル(100c.c.m.)ヲ内容二百五十立方センチメートル((250c.c.m.)ノ共口コルベン」ニ採リ、「エリトロシン溶液」一立方センチメートル(1c.c.m.) (及ヒ中性ノ「クロロホルム」五立方センチメートル(5c.c.m.)ヲ加ヘ振盪シ、此際クロロホルム」カ蓋微紅色ヲ呈セハ(水酸化物、重炭酸鹽、又ハ炭酸鹽、存在ノ徵)之ニ五十分ノ一定規硫酸ヲ滴下シ、振盪シテ「クロロホルム」ノ脱色スルニ至ラシム。而シテ其ノ「アルカリ度ハ炭酸カルチウム」トシテ計算シ、消費セル五十分ノ一定規硫酸ノ立方センチメートル數ニ、十ヲ乘シタル數ヲ以テ示ス。「エリトロシン溶液」ハ「エリトロシン(ナトリウム鹽)」〇・五グラム(0.5g)ヲ新タニ煮沸シタル蒸餾水一リートル(1L)ニ溶解シタルモノナリ。

「ロ」 酸度」ノ測定

檢水百立方センチメートル (100c.cm.) ヲ磁製蒸發皿或ハ白紙上ニ置キタル「エルレンマイエルコ
ルベン」ニ採リ、「フェノールフタレイン溶液四滴ヲ加ヘ、五十分ノ一定規炭酸ナトリウム」溶液
ヲ以テ滴定ス。總酸度ハ消費セル炭酸ナトリウム溶液ノ立方センチメートル數ニ、十ヲ乘シタル
數ヲ以テ示ス。

五十分ノ一定規炭酸ナトリウム溶液製法。

無水炭鹽ナトリウム一〇六グラム (106g.) ヲ煮沸シテ炭酸瓦斯ヲ驅逐シタル蒸餾水ニ溶解シ、全
容積ヲ一リートル (1L) トシタルモノニシテ、其ノ一立方センチメートル (1c.cm.) ハ炭酸カルチ
ウム一ミリグラム (1mg.) ニ對應ス。

「フェノールフタレイン溶液製法

「フェノールフタレイン五グラム (5g.) ヲ五十容量プロセント」ノ「アルコホル」ニ溶解シ、全容積
ヲ一リートル (1L) トナシ十分ノ一定規苛性カリ」ヲ以テ中和シテ製ス。

尙酒精ハ煮沸シテ炭酸瓦斯ヲ驅逐シタル蒸餾水ヲ以テ稀釋シタルモノナリ。

六、「クローム」の定量

檢水五十立方センチメートル (50c.cm.) ヲ直徑十五センチメートル (15cm.) ノ磁製蒸發皿又ハ白
紙上ニ置キタル「ペーヘル」ニ採リ、「クローム酸カリウム溶液一立方センチメートル (1c.cm.) ヲ加

ヘ、標準硝酸銀溶液ヲ以テ滴定シテ微ニ赤色ヲ呈スルニ至ラシム。

其ノ終末點ヲ知ルニハ檢水ト同様ノ器ニ蒸餾水五十立方センチメートル (50c.cm.) 及ヒ「クロ
ーム酸カリウム溶液一立方センチメートル (1c.cm.) ヲ入レタルモノノ色相ト比較セハ容易ナリ
「クローム」ノ含量大ニシテ標準硝酸銀溶液二十五立方センチメートル (25c.cm.) 以上ヲ消費ス
ル時ハ檢水ヲ少量ニ採リ、蒸餾水ニテ稀釋シテ用ヒ、之ニ反シ「クローム」ノ含量甚タ少ナル
時ハ檢水二百五十立方センチメートル (250c.cm.) ヲ採リ蒸發シテ五十立方センチメートル
(50c.cm.) ニ濃縮シテ試験ス。

檢水ノ色度三十度以上ナル時ハ水酸化「アルミニウム」ヲ以テ脱色シタル後試験ヲ行ヒ、檢水酸
性ナル時ハ炭酸ナトリウム溶液ヲ以テ中和シ之ニ反シ「アルカリ性ナル時ハ「フェノールフタ
レイン」ヲ標示藥トシテ硫酸ニテ中和シタル後滴定ス。

標準「クロールナトリウム溶液製法

純粹ナル「クロールナトリウム」十六・四八グラム (16.48g.) ヲ蒸餾水ニ溶解シテ全容積ヲ一リート
ル (1L) トナシ其ノ百立方センチメートル (100c.cm.) ヲ採リ蒸餾水ヲ以テ稀釋シテ一リートル
(1L) トナス、其ノ一立方センチメートル (1c.cm.) ハ「クロール」〇・〇〇一グラム (0.001g.) ヲ含
ム。

標準硝酸銀溶液製法

硝酸銀二・四グラム (2.4g) ヲ蒸餾水ニ溶解シテ全容積ヲ一リートル (1l) トナシ、前記クロールナトリウム溶液ヲ以テ本液ノ一立方センチメートル (1c.cm.) カ正シク「クロール」ノ〇〇〇〇五グラム (0.0005g) ニ對應スル様力價ヲ定ム。

「クローム酸カリウム溶液製法

「クローム酸カリウム五十グラム (50g) ヲ少量ノ蒸餾水ニ溶解シ、之ニ微赤色ノ沈澱ヲ生スルニ至ルマテ硝酸銀液ヲ加ヘテ濾過シ其ノ濾液ニ蒸餾水ヲ加ヘテ一リートル (1l) トナス。

七、硫 酸

檢水二十立方センチメートル (20c.cm.) ニ鹽酸ヲ加ヘ酸性トナシタル後「クロールバリウム」溶液ヲ加ヘ十二時間放置シタル後上清ヲ傾斜シ殘留セル硫酸「バリウム」ノ量ニヨリ其ノ多少ヲ定ム。評語ハ微痕跡、痕跡、極少量、少量、トス。但シ多量ノ場合ニハ定量ヲ行フヘシ。

八、硝 酸

檢水二十立方センチメートル (20c.cm.) ニ「サリチール酸ナトリウム溶液 (1:100) 一立方センチメートル (1c.cm.) ヲ加ヘテ蒸發乾燥シ、冷後硫酸一立方センチメートル (1c.cm.) ヲ加ヘテ殘留物ノ全面ヲ濕シ、後蒸餾水及ヒ「アムモニア水、各十立方センチメートル (10c.cm.) ヲ加ヘテ比色スヘシ。

九、亞 硝 酸

(イ) 定 性 法

檢水五十立方センチメートル (50c.cm.) ニ稀硫酸 (硫酸一容積及ヒ水二容積ヨリナル) 一立方センチメートル (1c.cm.) ノ割合ヲ以テ、密閉シ得ヘキ硝子圓筒ニ採リ之ニ沃度亞鉛澱粉溶液ヲ加ヘテ試験ス。

(ロ) 定 量 法

檢水五十立方センチメートル (50c.cm.) ヲ「ネスレル管ニ採リ、(若シ著色セル時ハ亞硝酸鹽ヲ含マサル水酸化アルミニウム」ニテ脱色ス(別ニ數個ノ「ネスレル管ニ夫々標準亞硝酸溶液〇〇、〇〇一、〇〇二、〇〇四、〇〇七、一〇〇、一〇四、一〇七、二〇〇、及ヒ二・五立方センチメートル (0.0, 0.1, 0.2, 0.4, 0.7, 1.0, 1.4, 1.7, 2.0, 2.5c.cm.) ヲ入レ亞硝酸ヲ含有セサル水ヲ以テ五十立方センチメートル (50c.cm.) ニ稀釋シ、檢水及ヒ標準液ノ各々ニ「スルファニール酸及ヒ「アルファアナフチールアミン溶液各一立方センチメートル (1c.cm.) 宛ヲ加ヘ、ヨク混和シ十分間放置シタル後比色ス。但シ比色試験ハ試藥注加後三十分以上ヲ經過スヘカラス。

檢水五十立方センチメートル (50c.cm.) ヲ使用セン時ハ檢水ト同一色相ノ標準液中ノ標準亞硝酸

溶液ノ立方センチメートル」ニ〇・〇一ヲ乗スレハ檢水一リットル (II) 中ノ亞硝酸性窒素ノ「ミリグラム數ヲ得。

試薬ノ製法

(一) 亞硝酸ナトリウム原液
亞硝酸銀一・一グラム (11.9) ヲ亞硝酸ヲ含有セサル蒸留水ニ溶解シ、「クロールナトリウム溶液ヲ加ヘテ銀ヲ沈澱セシメ濾過シタルモノニ蒸留水ヲ加ヘ全容積ヲ一リットル (II) トナス。

(二) 標準亞硝酸ナトリウム溶液
前記原液ノ百立方センチメートル (100c.cm.) ヲ一リットル (II) ニ稀釋シ、其ノ五十立方センチメートル (50c.cm.) ヲ滅菌シ且ツ亞硝酸鹽ヲ含有セサル水ヲ以テ全容積ヲ一リットル (II) ニ稀釋シ之ニ「クロロホルム一立方センチメートル (1c.cm.) ヲ加ヘテ滅菌瓶中ニ貯フ。此ノ一立方センチメートル (1c.cm.) ハ窒素〇・〇〇〇五ミリグラム (0.0005mg.) ヲ含ム。

(三) 「スルファニール酸溶液

純粹ナル「スルファニール酸八グラム (8g.) ヲ五定規醋酸 (比重一・〇四一) ヲ以テ溶解シ、全容積ヲ一リットル (II) トナス、五定規醋酸ニ代フルニ鹽酸五十立方センチメートル (50c.cm.) ヲ蒸留水ヲ以テ一リットル (II) ニ稀釋シタルモノヲ以テスルモ可ナリ。

(四) 「アルファナフチールアミン溶液

「アルファナフチールアミン五グラム (5g.) ヲ五定規醋酸ニ溶解シ一リットル (II) トナシ、脱脂綿ヲ以テ濾過ス。此際五定規醋酸ニ代フルニ鹽酸八立方センチメートル (8c.cm.) ヲ一リットル (II) ニ稀釋シタルモノヲ以テスルモ可ナリ。

十、「アムモニア」

(イ) 檢水百乃至百五十立方センチメートル (100-150c.cm.) ニ對シ「ネスレル氏試薬一立方センチメートル (1c.cm.) ノ割合ヲ以テ注加シ、白紙上ニ置キ反應ノ有無ヲ檢ス。但シ水層ノ高サハ二十センチメートル (20cm.) トナス。

ネスレル氏試薬製法

沃度「カリ」五十グラム (50g.) ヲ可及的少量ノ蒸留水ニ溶解シ、之レニ昇汞ノ飽和水溶液ヲ加ヘ少量ノ沈澱ヲ生セシメ、之ニ澄明ナル五十プロセント (50%) 苛性「カリ」溶液四百立方センチメートル (400c.cm.) ヲ加ヘ蒸留水ヲ以テ、一リットル (II) ニ稀釋シ、靜置シタル後傾斜法ニヨリテ沈澱ヲ除去ス。

(ロ) 「アムモニア性窒素定量法

内容一・五乃至二リットル (1.5-2l.) ノ蒸留「ホルメン」ニ還流冷却器ヲ連ネテ蒸餾ヲ行フ、即チ

此ノ「コルベン」ニ檢水五百立方センチメートル(500c.cm.)或ハ之ヨリ少量ノ檢水ヲ採リ、之レヲ「アムモニア」ヲ含有セサル蒸餾水ニテ、五百立方センチメートル(500c.cm.)ニ稀釋シタルモノヲ容レ、此際檢水若シ酸性ナルカ、或ハ尿素含有ノ疑ヒアルトキハ蒸餾前〇・五グラム(0.5g.)ノ炭酸ナトリウムヲ加ヘ、一分時間六乃至十立方センチメートル(6-10c.cm.)ノ割合ニテ蒸餾ヲ行フ。此ノ蒸餾液各五十立方センチメートル(50c.cm.)ヲ四本ノ「ネスレル」管ニトシ、次ニ標準鹽化アムモニウム溶液ヲ種々ノ割合ニ「ネスレル」管ニ採リ、「アムモニア」ヲ含有セサル水ニテ五十立方センチメートル(50c.cm.)ニ稀釋シ、斯ノ如クニシテ得タル標準液及ヒ、蒸餾液ノ各ニ「ネスレル」氏試薬一立方センチメートル(1c.cm.)ヲ加ヘ攪拌スルコトナク試薬添加後少ナクモ十分時間放置シタル後比色檢定ス。

若シ蒸餾液ノ著色カ標準液ノ何レヨリモ濃厚ナルモノアル時ハ其ノ蒸餾液ヲヨク攪拌シ、色相ノ濃淡ニ應ジ其ノ二分ノ一、四分ノ一或ハ八分ノ一容積ヲトリ、之ヲ五十立方センチメートル(50c.cm.)ニ稀釋シテ比色檢定ス。而シテ初メ檢水五百立方センチメートル(500c.cm.)ヲトリタル場合ニハ、各蒸餾液ノ色相ト同一ノ色相ヲ呈スル標準液中ノ鹽化アムモニウム溶液ノ立方センチメートル數ノ合計ニ〇・〇二ヲ乘セハ檢水一リットル(1l.)中ノ「アムモニア」性窒素ノ「ミリグラム」數ヲ得ヘシ。

標準鹽化アムモニウム溶液製法

昇華法ニヨリテ得タル純粹鹽化アムモニウム三・八二グラム(3.82g.)ヲ「アムモニア」ヲ含有セサル蒸餾水ニ溶解シ、全容積ヲ一リットル(1l.)トナシ、此ノ溶液ノ十立方センチメートル(10c.cm.)ヲ「アムモニア」ヲ含有セサル蒸餾水ヲ以テ全容積ヲ一リットルニ稀釋ス。此ノ一立方センチメートル(1c.cm.)ハ〇・〇〇〇〇一グラム(0.00001g.)ノ窒素ヲ含有ス。

十一、蛋白アムモニア性窒素定量法

「アムモニア」性窒素檢定ニ於ケル殘留液ニ「アルカリ性過マンガン酸カリウム」溶液五十立方センチメートル(50c.cm.)ヲ加ヘ「アムモニア」性窒素檢定ノ場合ト同様ノ方法ニテ蒸餾シ、比色シテ檢定ヲ行フ。

「アルカリ性過マンガン酸カリウム」溶液ノ製法

蒸餾水千二百立方センチメートル(1200c.cm.)ヲ磁製蒸發皿ニ容レ、十分時間煮沸シタル後加熱ヲ止メ、之ニ純過マンガン酸カリウム十六グラム(16g.)ヲ加ヘ攪拌シテ、完全ニ溶解シタルモノニ澄明ナル五十プロセント(50%)苛性カリ溶液八百立方センチメートル(800c.cm.) (或ハコレニ當量ノ苛性ソーダ液)ヲ入レ、尙蒸餾水ヲ加ヘテ、二千五百立方センチメートル(2500c.cm.)トナシタル後、蒸發シテ、二千立方センチメートル(2000c.cm.)トナス。尙溶液中ノ「アムモニア」

ノ有無ヲ檢定シ、若シ存在セハ、試験ノ結果ニ修正ヲ施スヘシ。

十二、過マンガン酸カリウム消費費

檢水百立方センチメートル (100c.cm.) ヲ内容三百立方センチメートル (300c.cm.) ノ「ヤーヘム」ニトリ、之レニ稀硫酸五立方センチメートル (50c.cm.) 及ヒ、百分定規過マンガン酸カリウム溶液十立方センチメートル (10c.cm.) ヲ加ヘ、(煮沸後濃赤色ヲ呈セサル時ハ更ニ多量ヲ加フ) 沸騰重湯煎上ニテ、七分時間加熱シタル後、百分定規稀酸液十立方センチメートル (10c.cm.) ヲ加ヘテ褪色セル液ニ更ニ百分定規過マンガン酸カリウム溶液ヲ滴下シ微ニ紅色ヲ呈スルニ至ラシム。而シテ茲ニ費シタル百分定規過マンガン酸カリウム溶液ノ總立方センチメートル數ヨリ、百分定規稀酸溶液十立方センチメートル (10c.cm.) ニ對スル百分定規過マンガン酸カリウム溶液ノ立方センチメートル數ヲ減シタル差ハ、檢水百立方センチメートル (100c.cm.) ニ要スル百分定規過マンガン酸カリウム溶液ノ量ナリ。檢水一リートル (1L) 中ノ被酸化物ノ酸化ニ要スル過マンガン酸カリウム」ノ量ハ次ノ如クシテ算出ス。

$$x = (K - K') \frac{0.0316}{K}$$

茲ニKハ百分定規過マンガン酸カリウム溶液ノ總立方センチメートル數、K'ハ百分定規稀酸溶液

十立方センチメートル」ニ對スル過マンガン酸カリウム溶液ノ立方センチメートル數ヲ示ス。

試 藥

(一) 稀 硫 酸

濃硫酸一容積蒸餾水二容積ヨリ成ル。

(二) 百分定規稀酸溶液ノ製法

純結晶稀酸 (0.611g.) ヲ蒸餾水ニ溶シ全量ヲ一リートル (1L) トナス。

(三) 百分定規過マンガン酸カリウム溶液製法

結晶過マンガン酸カリウム 0.311 乃至 0.314 グラム (0.321-0.324g.) ヲ蒸餾水ヲ溶シ、全量ヲ一リートル (1L) トナシタルモノニシテ、其ノ力價ヲ檢定センニハ蒸餾水百立方センチメートル (100c.cm.) ニ前記ノ稀硫酸五立方センチメートル (50c.cm.) ヲ加ヘ熱シ煮沸スルニ至リ、之ニ「ビュレツト」ヲ用ヒテ過マンガン酸カリウム溶液五立方センチメートル (50c.cm.) ヲ注加シ、更ニ暫時間熱シタル後加熱ヲ止メ百分定規稀酸溶液十立方センチメートル (10c.cm.) ヲ加ヘテ褪色セシメタル後、過マンガン酸カリウム溶液ヲ滴下シ、再ヒ消失セサル紅色ヲ呈スルニ至ラシム。而シテ前後ニ費シタル過マンガン酸カリウム溶液ノ量ハ稀酸十立方センチメートル (10c.cm.) ニ對スル量ナリトス。

十三、硬 度

水十萬分中ニ含有スル酸化カルチウム〔CaO〕一分ヲ以テ一度トナス。内容二百立方センチメートル (200c.cm.) ノ共口エルレン、マイエルコルペン〕ニ檢水百立方センチメートル (100c.cm.) ヲトリ、標準石鹼液ヲ「ビュレット」ヨリ滴下シ、烈シク振盪シテ五分時間消滅セサル微細ノ泡沫ヲ生スルニ至リテ滴下ヲ止メ、消費シタル石鹼液ノ量ヨリ總硬度ヲ算出ス、總硬度六度以上ナルトキハ永久硬度ヲ測定スヘシ。

永 久 硬 度

内容二百立方センチメートル (200c.cm.) ノ「エルレン、マイエルコルペン」ニ檢水百立方センチメートル (100c.cm.) ヲ採リ、三十分時間靜カニ煮沸シタル後放冷シテ濾過シ、濾液ヲ百立方センチメートル (100c.cm.) ニ稀釋シタル後、前記ノ如ク石鹼溶液ニテ滴定シテ永久硬度ヲ定ム。

試 藥

(一) 石鹼原液製法

單鉛硬膏百五十グラム (150g) ヲ磁製蒸發皿ニ採リ、重湯煎上ニテ軟化シ、之ニ炭酸カリウム粉末四十グラム (40g) ヲ加ヘ、研和シテ均等ノ物質ヲ生スルニ至リ、強度ノ「アルコホル」ヲ加ヘ、生成セル脂肪酸カリウムヲ浸出シ、能ク沈澱セシメタル後濾過シ、此ノ濾液ヲ蒸發シテ

「アルコホル」分ヲ除去シタルモノヲ、五十六容量プロセントノ「アルコホル」ニ溶解ス。

(二) 「クロールバリウム」溶液

空氣中ニテ乾燥シタル純クロールバリウム〔BaCl₂+2H₂O〕0.5111グラム (0.523g) ヲ蒸餾水ニ溶解シテ全容積ヲ一リートル (1l) トナス。

(三) 標準石鹼液

「クロールバリウム」溶液百立方センチメートル (100c.cm.) ニ對シ、石鹼溶液四十五立方センチメートル (45c.cm.) ヲ消費スル様、石鹼原液ヲ五十六容量プロセントノ「アルコホル」ヲ以テ稀釋ス、而シテ本液四十五立方センチメートル (45c.cm.) ハ水百立方センチメートル (100c.cm.) 中ノ酸化カルチウム〔CaO〕十二ミリグラム (12mg.) 即チ硬度十二度ニ相當ス。

十四、蒸發残渣

豫メ秤量セル磁製蒸發皿ニ檢水二百五十立方センチメートル (250c.cm.) ヲトリ、重湯煎上ノ蒸發乾燥シ、之レヲ蒸氣乾燥器ニ移シ百度ノ溫ニテ一時間乾燥シタルモノヲ除濕器ニ入レ冷却シテ秤量シ、更ニ蒸氣乾燥器ニテ一時間乾燥シテ秤量シ、コレヲ反覆シテ前後ノ重量ノ差異ナキニ至リ茲ニ得タル重量ヨリ蒸發皿ノ重量ヲ減シタル差ニ、四ヲ乘スル時ハ檢水一リートル (1l) 中ノ蒸發残渣量ヲ得ルモノトス。

十五、鉛

檢水三乃至四リットル(30—40) (鉛ノ含量小ナルトキハ更ニ多量)ヲ蒸發シテ、三十立方センチメートル(30c.m.)トナシ、之ニ「クロールアンモニウム溶液十乃至十五立方センチメートル(10—15c.m.)」及ヒ「アンモニア水數滴ヲ加ヘ、硫化水素ヲ通シタル後數時間(出來得ヘクハ十二時間)放置シ、尙少量ノ「アンモニア水ヲ加ヘ硫化水素ヲ通シタル後數分時間煮沸シテ濾過シ、沈澱ハ熱湯ヲ以テ數回洗滌シタル後濾紙ト共ニ蒸發皿ニ入レ稀硝酸ヲ加ヘテ煮沸シテ沈澱ヲ溶解シ再ヒ濾過洗滌シタル後、濾液及ヒ洗滌液ヲ蒸發皿ニ入レ蒸發シテ十乃至十五立方センチメートル(10—15c.m.)ニ濃縮シ、放冷シタルモノニ硫酸五立方センチメートル(5c.m.)ヲ加ヘテ硫酸蒸氣ノ發生スルニ至ル迄加熱ス。此ノ残渣ヲ水ヲ以テ僅ニ潤シ、五十容量プロセント」ノ「アルコール」百五十立方センチメートル(150c.m.)ヲ加ヘ、數時間(出來得ヘクハ十二時間)放置シテ硫酸鉛ヲ濾別シ、沈澱ハ五十容量プロセント」ノ「アルコール」ヲ以テ洗滌ス。而シテ沈澱ヲ濾紙ト共ニ蒸發皿ニ入レ、醋酸アンモニウム溶液ヲ加ヘ煮沸シテ溶解シ濾過シテ、少量ノ醋酸アンモニウム」ヲ含ム熱湯ヲ以テ沈澱ヲ洗滌シ、濾液及ヒ洗滌液ヲ合シテ「ネスレル管ニ入レ之レヲ二分シ其ノ一分ハ硫化水素水ヲ以テ處理シテ鉛ノ量ヲ概知シ、他ノ一分(若シ鉛ノ量大ナル時ハ其ノ二分ノ一、四分ノ一等)ニハ醋酸數滴並ニ硫化水素水ノ過剩ヲ加ヘテ生シタル色相ヲ含

量既知ノ鉛標準液ヲ右ト同様ニ處理シテ得タル液ノ色相ト比較ス。

試藥

- 一 鉛ノ標準溶液、純硝酸鉛 ($Pb(NO_3)_2$) 一・六グラム (1.6g.) ヲ蒸餾水ニ溶シ全容積ヲ一リットル (1l.) トス、此ノ溶液一立方センチメートル (1c.m.) ハ鉛 (Pb) 一ミリグラム (1mg.) ヲ含ム
- 二 鹽化アンモニウム溶液、二十五プロセント溶液。
- 三 醋酸アンモニウム溶液、五十プロセント溶液。
- 四 アンモニア水、 比重〇・九六。
- 五 醋酸、 五十プロセント」ノモノ。
- 六 硫化水素、
- 七 稀硝酸、
- 八 硫酸、

十六、鐵

檢水百立方センチメートル (100c.m.) ヲ採リ、蒸發乾燥シ、鐵ノ不溶性酸化物ヲ生セサル様注意シテ赤熱シ、放冷シタル後、鹽酸五立方センチメートル (5c.m.) ヲ加ヘ、蒸發皿ノ内面ヲ、ヨク濕シ、二乃至三分時間溫メテ残渣ヲヨク溶解シタルモノヲ「ネスレル管ニ移シ五十立方センチメ

一トトル (50c.c.m.) ニ稀釋シ、必要アラハ豫メ蒸餾水ヲ以テ濕シタル濾紙ニテ濾過シ、五分ノ一定規過マンガネカリウム溶液三滴ヲ加ヘ、硫チアンカリウム溶液五立方センチメートル (5c.c.m.) ヲ加ヘヨク混和シタルモノヲ、標準液〔標準鐵鹽溶液ノ〇・〇五乃至四立方センチメートル (0.05—4c.c.m.) ニ鹽酸五立方センチメートル (5c.c.m.) ヲ加ヘ、五十立方センチメートル (50c.c.m.) ニ稀釋シ、五分ノ一定規過マンガネカリウム溶液三滴及ヒ硫チアンカリウム溶液五立方センチメートル (5c.c.m.) ヲ加ヘテ混和シタルモノ〕ト比色檢定ス。

若シ檢水ノ有機物含量小ナル時ハ檢水五十立方センチメートル (50c.c.m.) ニ硝酸六立方センチメートル (6c.c.m.) ヲ加ヘ五分時間煮沸シタル後放冷シ、五分ノ一定規過マンガネカリウム溶液一乃至二滴、及ヒ硫チアンカリウム溶液五立方センチメートル (5c.c.m.) ヲ加ヘ、標準液ト其ノ色相ヲ比較スヘシ。但シ此際標準液ニハ鹽酸五立方センチメートル (5c.c.m.) ニ代フルニ硝酸六立方センチメートル (6c.c.m.) ヲ以テスヘシ。

過マンガネカリウム及ヒ酸ハ「クロール」含量大ナル水ニ於テハ鹽素ヲ遊離シテ黃色ヲ呈セシムルカ故ニ檢水ハ先ツ適當ニ稀釋スル必要アリ。

尙過マンガネカリウム」ヲ過剰ニ加フル時ハ鹽素ト作用シテ同様ノ惡結果ヲ齎スモノトス。鹽酸及ヒ硫チアンカリウム溶液ノ容積ハ可及的精密ナルヲ要スコレ鹽酸ノ過剰ハ色相ヲ淡クシ

硫チアンカリウム溶液ノ過剰ハ色相ヲ濃厚ナラシムルカ故ナリ。

試 藥

一 標準鐵鹽溶液

純粹ナル硫酸酸化鐵アンモニウム $[\text{NH}_4\text{Fe}(\text{SO}_4)_2 \cdot 12\text{H}_2\text{O}]$ 〇・八六三グラム (0.863g.) 「或ハ硫酸酸化鐵カリウム $[\text{KFe}(\text{SO}_4)_2 \cdot 12\text{H}_2\text{O}]$ ナラハ (濾紙間ニ壓シテ充分濕氣ヲ除キタルモノ) 〇・九〇一グラム (0.901g.)」ヲトリ稀鹽酸二十立方センチメートル (20c.c.m.) ヲ加ヘテ蒸餾水ニ溶解シ全容積ヲ一リートル (1L) トナス。

本液一立方センチメートル (1c.c.m.) ハ〇・一ミリグラム (0.1mg.) ノ鐵ヲ含有ス。

二 硫チアンカリウム溶液

硫チアンカリウム」ノ結晶二十グラム (20g.) ヲ蒸餾水ニ溶解シ、全容積ヲ一リートル (1L) トナス。

三 稀 鹽 酸

比重一・一ノモノニシテ約二十プロセント」ノ「クロール水素ヲ含ムモノ。

四 五分ノ一定規過マンガネカリウム溶液

過マンガネカリウム」六・六グラム (6.6g.) ヲ蒸餾水ニ溶解シ、全容積ヲ一リートル (1L) トナス。

ス。

五 鹽 酸

六 硝 酸

十七、本法、五ノ(イ)、(ロ)、八、九ノ(ロ)、十ノ(ロ)十一、十三、十五及ヒ十六ハ必要ニ應シテ施行スルモノトス。

但シ毎年源水及ヒ濾過水ニ就キテハ全試験ヲ施スヘシ

第三 細菌學的試驗

試 驗 法

一、誠驗用器具

イ、採 水 塚 細菌試験用採水塚ハ密接スル磨合セサル硝子栓ヲ有スルモノニシテ、充分ニ洗滌シ紙ヲ以テ包ミタル後滅菌ス。尙運搬ニハ適當ノ函ニ入ルヘシ。

ロ、ビベツト

ハ、稀釋用塚

ニ、ペトリー氏シヤレー、直徑九センチメートル(9cm.)ニシテ底部ハ可及的平坦ナルヘシ。

ホ、酸 酵 管 内容ハ少ナクトモ試験ス可キ水ノ三倍容量ノ培養基ヲ入レ得ルモノヲ用フ。

二、培養基の材料

イ、肉越幾斯 リービヒ氏肉越幾斯ヲ用フ。

ロ、ペプトン 照内「ペプトン」其他同一ノ結果ヲ與フルモノナラハ他ノ「ペプトン」ヲ用フルモ可ナリ。

ハ、糖 類 最モ純良ナルモノヲ用フ。

ニ、寒 天 使用スル寒天ハ良質ノモノヲ用フ。

ホ、膠 質 使用スル膠質ハ淡色ニシテ防腐劑ヲ含マス膠質培養基ノ融點ハ二十五度或ハ其以上ノモノトス。

ヘ、一般藥品 其他培養基ニ用フル他ノ藥品ハ總テ化學的ニ純粹ナルモノヲ得ル様特別ノ努力ヲ要ス。

三、培養基の調製

イ、寒天培養基

「リービヒ」氏肉越幾斯十分、食鹽五分、ペプトン十分、並ニ寒天十五分ヲ水千分ト共ニ、「コルベ

ン」ニ入レ「アウトクラフ」ニテ百三十度ニ加熱溶解セシメ、反應ヲ中性若クハ微弱アルカリ性

(標示藥ハ「ロゾール酸ヲ用フ)ニ調整シテ、六十度以下ニ冷却シタル時、卵白二個ヲ加ヘテ充分

攪拌シテ再ヒ「アウトクラフ」ニテ百三十度ニ加熱シ後濾過シテ得タル澄明液ヲ滅菌試験管ニ分チ綿栓ヲ施シ、更ニ「アウトクラフ」ニテ消毒ヲ行フ。

「リービヒ」氏肉越幾斯ノ代リニ、牛肉煎汁ヲ用フルモ可ナリ、其ノ製法左ノ如シ。

牛肉五百グラム (500g) ヲ取り腱及脂肪ヲ去リ之ヲ細割シテ「コルベン」ニ入レ、一リートル (lit) ノ液ヲ注キ直チニ重湯煎又ハ「コツホ」氏蒸氣消毒釜ニテ一乃至三時間煮沸シテ後濾過シ液量減少セル時ハ更ニ水ヲ加ヘテ一リートル (lit) トナス。

ロ、膠質培養基

肉越幾斯十分 食鹽五分、及ヒ「ペプトン」十分ヲ水分ト共ニ鍋ニ容レ、次ニ秤量前一時間百五度ニテ乾燥シタル膠質百乃至二百五十グラム (100—250g) ヲ加ヘテ六十五度ニテ膠質カ全部溶解スルマテ徐々ニ熱シ消失シタル蒸發水量ヲ補足シ(反應ヲ中性或ハ微弱アルカリ性(標示藥ハ「ロゾール酸ヲ用フ)トナシ、之レヲ澄明ニナルマテ濾過シ、次テ滅菌試験管ニ分チ更ニ之レヲ三日間三十分宛「コツホ」氏蒸氣消毒釜ニテ滅菌ス、或ハ「アウトクラフ」ニテ十五ポンド(百二十度)ノ壓ニテ十五分間滅菌ス。

四、檢水の採酌及保存

檢水ハ必ラス滅菌採水壘ニ採リ、採酌後可及的早ク試験スヘシ。

採酌位置ニ於テ培養ヲ實行シ能ハサル場合ニハ、可檢水ヲ氷ヲ詰メタル冷器内ニ保存スヘシ。

但シ此ノ場合ト雖モ三時間ヲ超過スヘカラス。

五、平板培養法

聚落數檢査ニ用フル平板培養ニハ寒天培養基又ハ膠質培養基ヲ用フ、但シ使用シタル培養基ノ種類ハ備考欄ニ記スヘシ。

濾過水ハ各一種ニツキ一立方センチメートル (1ccm) 宛二個ノ「ペトリー」氏皿ニ注キ、之レニ豫メ溶解シタル四十五度内外ノ寒天又ハ膠質培養基ヲ加ヘ、靜カニ動搖シテ能ク混和セシム。

源水又ハ沈澱池ノ水ニシテ、細菌含量多數ナルモノハ殺菌水ヲ以テ適宜稀釋シ、然ル後培養ヲ行フモノトス。

培養溫度ハ寒天培養基ナルトキハ攝氏三十七度、膠質培養基ナルトキハ二十度トス。

六、聚落數計算法

イ、聚落數ノ計算ハ寒天平板ノ場合ハ、培養後二十四時間、膠質平板ノ場合ハ四十八時間ニ於テス但シ本文以上ノ時間ヲ經過シタル時ハ其ノ旨ヲ備考欄ニ記スヘシ。

ロ、聚落多數ニシテ、各個ノ計算困難ナルトキハ平均法ヲ用フルコトアルヘシ。

ハ、絲狀菌ノ聚落ハ加算セス。

附

大腸菌試驗法

大腸菌ハ乳糖ヲ分解シテ瓦斯ヲ發生シ、且ツ固形培養基上ニテ好氣的ニ生育スル所ノ無芽胞性桿菌ヲ包含スルモノトス、本試驗ニ要スル培養基及ヒ其ノ製法左ノ如シ。

イ、遠藤氏培養基

三プロセント(3%)ノ中性寒天培養基千立方センチメートル(1000c.cm.)ニ十プロセント(10%)炭酸ナトリウム液、十立方センチメートル(10c.cm.)ヲ加ヘテ「アルカリ性トナシ、次テ純良ナル乳糖十グラム(10g.)「フクシン」ノ酒精飽和液五立方センチメートル(5c.cm.)ヲ加ヘ然ル後新製シタル十プロセント(10%)無水亞硫酸「ナトリウム液二十五立方センチメートル(25c.cm.)ヲ加ヘテ微カニ淡紅色トナシ、「コッホ」氏蒸氣消毒釜ニテ消毒シ、或ハ滅菌試驗管ニ十立方センチメートル(10c.cm.)宛注キ、或ハ滅菌「ペトリ」氏皿ニ注キテ平板トナシ、固定後逆轉シテ冷暗處ニ貯フヘシ。

ロ、乳糖加「ペプトン」水

「ペプトン」十分、食鹽五分、ヲ水千分ニ溶解シ、之レヲ「アフトクラフ」ニテ滅菌シテ反應ヲ中性トナシ、冷後〇・五プロセント(0.5%)ノ乳糖ヲ加ヘ各十立方センチメートル(10c.cm.)宛試

驗管ニ分與シ「アフトクラフ」ニテ十五「ポンド」ニ十五分、又ハ「コッホ」氏蒸氣消毒釜ニテ三十分宛三日間消毒ス。

一、遠藤氏寒天平板培養法

檢水一立方センチメートル(1c.cm.)ヲ「ペトリ」氏皿ニ注キ豫メ溶解シタル遠藤氏寒天培養基ヲ加ヘ、靜カニ動搖シテ能ク混和セシム。
培養溫度及ヒ聚落數計算ハ前記ニ從フ、但シ聚落ハ遠藤氏寒天培養基ヲ赤變スルモノノ中大腸菌トシテノ其他ノ性質ヲ具備スルモノノミヲ計算スヘシ。

二、推定試驗

イ、酸酵管ニ檢水ノ適當量ヲ容レ次ニ檢水ノ少クトモ三倍量ノ乳糖加「ペプトン」水ヲ加フ。
ロ、是等ノ酸酵管ヲ三十七度ニ於テ四十八時間培養シ、二十四時間、四十八時間毎ニ檢シ、瓦斯發生量ヲ記スヘシ、其ノ記入ノ要項ハ次ノ如シ。
1、瓦斯發生ノ有無
2、閉管部ノ十プロセント(10%)以下ノ瓦斯發生量、
3、閉管部ノ十プロセント(10%)以上ノ瓦斯發生量、
ハ、二十四時間以内ノ瓦斯發生量カ酸酵管ノ閉管部ノ十プロセント(10%)以上ナル時ハ推定試驗

陽性ナリトス。

ニ、二十四時間ニテ瓦斯發生量皆無ナルカ、或ハ十プロセント(10%)以下ナレハ更ニ二十四時間培養ヲ持續ス。

ホ、四十八時間培養後瓦斯發生ナキ場合ハ試験ハ陰性ナリトス。

三、部分的確定試験

イ、四十八時間培養後檢水ノ少量ヨリ瓦斯發生ヲ示ス所ノモノニツキ、遠藤氏培養基ニテ平板培養ヲ作ル。例ヘハ試験ニ用ヒタル水ノ量カ十立方センチメートル(10c.c.m.)一立方センチメートル(1c.c.m.)、〇・一立方センチメートル(0.1c.c.m.)ナル時瓦斯ノ發生カ十立方センチメートル(10c.c.m.)一立方センチメートル(1c.c.m.)ノモノニ於テ發生シ、〇・一立方センチメートル(0.1c.c.m.)ニ發生セサル時ハ此ノ試験ハ只一立方センチメートル(1c.c.m.)ノモノニツキ行フ。

ロ、平板ハ三十七度、十八乃至二十四時間培養ス。

ハ、此ノ時間内ニ平板上定型的赤變聚落ヲ見ル時ハ部分的確定試験ハ陽性ナリトス。

ニ、併シ二十四時間以内ニ定型的聚落カ現ハレサル場合ト雖モ、必ラスシモ陰性ナリト決定スルヲ得ス、何トナレハ大腸菌ハ遠藤氏培養基ニ於テ其ノ出現カ徐々ナル事アルヲ以テナリ。斯カル場合ハ次ノ試験ヲ行フヘシ。

四、完全試験

イ、前二項ノ遠藤平板培養ヨリ定型的聚落ヲ少クトモ、二個鈞菌シ、各々寒天斜面及ヒ乳糖肉汁酸酵管培養ヲ行フ。

ロ、前二項ニ於ケル二十四時間以内ニ遠藤氏平板上ニ定型的聚落ヲ生セサル場合ハ更ニ二十四時間培養シ、然ル後例ヒ定型的ノモノナラストモ、最モ大腸菌ニ近キ聚落ヲ少ナクトモ、二個鈞菌シテ寒天斜面ト乳糖肉汁酸酵管試験ヲ行フ。

ハ、斯クシテ接種シタル乳糖肉汁酸酵管ハ瓦斯發生カ生スル迄培養シ(但シ四十八時間ヲ超過スル要ナシ)寒天斜面ハ三十七度、四十八時間培養ス。乳糖肉汁ニ於テ瓦斯ヲ發生シ、且ツ顕微鏡的試験ノ結果無芽胞性桿菌ヲ證明スル時ハ陽性、然ラサル場合ハ試験ノ結果ハ陰性ナリトス。

●統計諸表様式 (大正十五年第二十三回會議ニ於テ改正議決)

第一、工事、工費並規模 前年度末現在

- 【備考】(一) 増設ノ分ニ對シテハ第一、第二、第三ノ順ヲ逐ヒ其ノ起工、竣工年月ヲ列記スルコト
- (二) 計畫中又ハ工事中ノモノハ「工費」欄ニ豫算ヲ掲ケルコト
- (三) 豫定給水人口、豫定一人一日平均給水量、極度一日總給水量ハ創設及擴張ヲ合シタル現在設備ニ依ルモノヲ記入スルコト

水道名	起工年月	竣工年月	工費	計		畫
				豫定給水人口	平均給水量	
				豫定一人一日	極度一日總給水量	
				リットル	リットル	立方米

四〇

第二、水源、水路 前年度未現在

水道名	河又、湖沼等ノ名稱	表面水、伏流水、地下水等ノ區別	最大湧水時水量	取入方法	摘	要

(其一) 水源

水道名	個數	口徑	鑿井ノ深	一晝夜最大水量	一晝夜最少水量

(其二) 鑿井

(其三) 原水貯水池

水道名	池數	堰堤ノ體積	總高	貯水池	總貯水量	總水面積
		立方米	米	米	立方米	平方米

(其四) 導水路

水道名	總延長	上幅	下幅	水深	水管口徑	內徑

第三、淨水場 前年度未現在

水道名	池數	總容積	沈		澄		池
			上	下	上	下	
		立方米	米	米	米	米	米

(其一) 沈澄池

(其二) 濾過池

四一

第十、源水濾過水比較試驗成績

【備考】 數位小數ハ三位迄ヲ掲ケルコト

第九、水質試驗表

【備考】 數位小數ハ三位迄ヲ掲ケルコト

(其一) 濾過水質試驗成績

水道名	昭和 年		
	一月	二月	三月
數	高低均	高低均	高低均
回	最平	最平	最平
驗	最平	最平	最平
度	最平	最平	最平
濁	最平	最平	最平
臭	最平	最平	最平
味	最平	最平	最平
反	酸性	弱酸性	弱酸性
應	弱酸性	弱酸性	弱酸性
格魯兒	最平	最平	最平
硫	最平	最平	最平
硝	最平	最平	最平
亞	最平	最平	最平
安	最平	最平	最平
硬	最平	最平	最平
固	最平	最平	最平
形	最平	最平	最平
物	最平	最平	最平
量	最平	最平	最平
總	最平	最平	最平
過	最平	最平	最平
加	最平	最平	最平
色	最平	最平	最平
細	最平	最平	最平
菌	最平	最平	最平
聚	最平	最平	最平
落	最平	最平	最平
備	考		

水道名	昭和 年											
	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	平均		
數												
回												
驗												
度												
濁												
臭												
味												
反												
應												
格魯兒												
硫												
硝												
亞												
安												
硬												
固												
形												
物												
量												
總												
過												
加												
色												
細												
菌												
聚												
落												
備	考											

(其二) 各種水質試驗成績

昭和 年 自 至 一十二月

水道名	昭和 年											
	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	平均		
數												
回												
驗												
度												
濁												
臭												
味												
反												
應												
格魯兒												
硫												
硝												
亞												
安												
硬												
固												
形												
物												
量												
總												
過												
加												
色												
細												
菌												
聚												
落												
備	考											

(水道名)

(十二) 水質完全分析成績 年月日

検査種類	源 水					濾 過 水				
	春	夏	秋	冬	平均	春	夏	秋	冬	平均
試験季節										
試験月日										
温度										
濁度										
色度										
臭味										
反應										
クロール										
硫酸 (SO ₃)										
硝酸 (N ₂ O ₅)										
亜硝酸 (N ₂ O ₃)										
アムモニア性窒素										
蛋白質窒素										
ア性窒素										
過マンガン酸カリウム消費量										
硬度										
蒸發残渣										
鉛 (Pb)										
鐵 (Fe)										

● 上水道職工工夫取締同盟規約 (大正二年第十回上水協議會ニ於テ修正決議)

- 第一條 上水協議會ニ加盟セル各廳相互ノ便益ヲ謀ル爲上水工事ニ使役スル職工工夫ニ關シ本同盟規約ヲ締結ス
- 第二條 本規約ニ於テ職工工夫ト稱スルハ鐵工、鉛工其他ノ職工工夫ヲ云フ
- 第三條 同盟各廳ハ職工工夫ノ需用又ハ不用ニ關シ相互通知ヲ以テ融通上ノ利便ヲ謀ルノ義務ヲ有ス
- 第四條 從前他ノ同盟廳ニ於テ使役シタル職工工夫ヲ備使セントスルトキハ最近使役廳ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス但シ一箇年間ヲ經過シタルモノハ此ノ限ニアラス
- 第五條 不都合ノ行爲アリタル職工工夫ヲ解僱シタルトキハ同盟各廳ハ互ニ即時通知スルノ義務ヲ有ス但シ本條ノ職工工夫ハ一箇年間各廳ニ於テ使役スルコトヲ得ス
- 第六條 同盟廳ヨリ職工工夫需用ノ通知ヲ受ケタルトキハ其需用ヲ充タシタル後ニアラサレハ同盟廳以外ノ需用ニ應スルコトヲ得ス
- 第七條 他ノ同盟廳ニ就職中ノ職工工夫ヲ採用セシコトヲ發見シタルトキハ直チニ解僱スヘシ
- 第八條 同盟各廳ニ於テ職工工夫ノ待遇上ニ關シ設定セル規定(内規ヲ含ム)ハ互ニ通知スヘシ
- 第九條 同盟廳ニシテ本規約ニ違背ノ行爲アリタルトキハ其關係廳又ハ之ヲ知リタル廳ヨリ上水協議會ニ報告シ其ノ處分方ノ決議ヲ請求スルモノトス

第十條 同盟以外ノ廳ニ本同盟規約ニ抵觸ノ行爲アリタルトキハ前條ノ手續ニ依テ上水協議會ヨリ當該廳ニ警告ヲ與フルモノトス

●加盟各所ハ加盟ノ際濾過用細砂及水菌培養ヲ交換スルコト

但シ砂種ヲ變換シ又ハ新ニ水菌種ヲ得タルトキハ追加分配スルコト

●當番所ハ開會ノ際當年ノ萬國原子量表ヲ分配スルコト

●加盟各所ハ每年上水協議會ニ於テ水道使用條例ヲ交換スルコト

●當番所ハ陸海軍省醫務局、内務省並東京、京都、東北及九州ノ各大學へ案内スルコト

●統計類及議事録配付部數 (第十九回上水協議會ニ於テ決定)

一、議事録

一箇所二部、外ニ各出席員ニ一部宛トス

二、統計類

一箇所最少三部トシ各會員ノ會費負擔額ニ按分シテ其ノ部數ヲ定ム但シ計算上一部當ニ満たサル會費額ノ端數ヲ生シタルトキハ其ノ半額以上ノモノハ之ヲ一部トシ半額ニ満たサルモノハ切

捨ッ

以上部數ノ外配本ヲ希望スルモノニハ實費ヲ以テ願ツコトヲ得

昭和二年度上水協議會歲入出豫算

歲入

豫算		豫算		附說明	
科	款	項目	豫算額	種目	金額
一 上水協議會	費 收 入 議	一 會費收入	一三,七五五	一 會費收入	一三,七五五
		二 利子收入	二,三六九	一 預金利子收入	二,三六九
		三 雜收入	七〇〇	一 印刷物實費配付收入	七〇〇
			七四		七四

歲出

豫算		豫算		附說明	
科	款	項目	豫算額	種目	金額
一 上水協議會	費	一 事務費	九,九七〇	一 給料	二,八八〇
		二 會議費	三,三六五	二 雜給	一,九四〇
		三 豫備費	四一八	三 需用費	五,〇五〇
				四 雜費	一〇〇
				一 諸費	一,六八〇
				二 消耗品	一〇〇
				三 印刷	二,〇〇〇
				四 諸手當	一,三三五
				五 雜費	一,五〇〇
				種別及箇數	單位
				金額	金額
				一 書記雇員給 三人 月俸 平均	一,三八八
				手當 旅費 並舟車 馬賃	一,三五二
				備品 消耗品 通信及 郵送	二,〇〇〇
				印費 刷	四,六〇〇

大正十五年九月十七日提出

上水協議會理事

東京市長 伊澤多喜男

(參考)

上水協議會豫算對照表

大正十五年
昭和二年
度

入

豫算項目	歳		明
	大正十五年 昭和元年 度	昭和二年 度	
一、會費收入	一〇,九六六	一二,二九九	本項ノ増加ハ會員九箇所増加シタルト會員中給水開始ニ伴フ負擔額ノ増加アリタルニ由ル
二、利子收入	五三三	七〇〇	本項ノ増加ハ積立金及本年度豫算増加ニ對スル利子ヲ見込ミタルニ由ル
三、雜收入	四三三	七四四	本項ノ増加ハ印刷物實費配付部數ノ増加ヲ見込ミタルニ由ル
計	一一,九三四	一三,七五三	

出

一、事務費	八四二〇	九,九七〇	本項ノ増加ハ職員一名増員ニ對スル給料、手當並旅費、郵送費等ノ増額ヲ見込ミタルニ由ル
二、會議費	三,一三〇	三,三六五	本項ノ増加ハ速記者手當中旅費ヲ増額シタルニ由ル
三、豫備費	四〇四	四八	
計	一一,九五四	一三,七五三	

計

一一,九五四

一三,七五三

一七,九

大正十五年
昭和元年
度

加盟各所負擔額對照表

級別	大正十五年 昭和元年 度		昭和二年 度		大正十五年 昭和元年 度ニ比 シ増減(△)	備考
	大正十五年 昭和元年 度	昭和二年 度	大正十五年 昭和元年 度	昭和二年 度		
一級(計畫及工事中)	二九,二一〇	二八,八三三	△	三,一九		
二級	二六,九五〇					
三級						
四級		三三,六三〇				
五級	一〇一,三四〇	二〇〇,五六〇	△	一七八〇		
六級	一三五,〇八〇	一四三,三六〇	△	七二〇		
七級	一七九,九二〇	一六四,九九〇	△	一四三〇		
八級	一五七,五〇〇	一五五,四三〇	△	一,〇七〇		
九級	一三五,〇八〇	一三四,三六〇	△	七二〇		
十級	一〇一,四四〇	一〇一,二六〇	△	一八〇		
計	一,二六六,〇〇〇	一,二二二,九〇〇	△	四三,一〇〇		九級中七箇所ハ一一,二四三,〇トス

昭和二年度上水協議會會費負擔額調 (△印ハ計畫又ハ工事中)

加盟所名	大正十四年 末現在戸數	級別	按分率	半額均分額	按分額	合計負擔額
東京市	四九八五三	一	一〇〇	六八・六	三三〇・六六九	二八八・八三〇
京都市	一三三・七三	一	六〇	六八・六	一三三・三九九	二〇〇・五六〇
大阪市	四八〇・六八二	一	一〇〇	六八・六	三三〇・六六九	二八八・八三〇
神戸市	一三六・四一九	一	六〇	六八・六	一三三・三九九	二〇〇・五六〇
横浜市	九五・三四七	一	七〇	六八・六	一〇〇・三三九	一七八・四九〇
名古屋市	一六三・八四〇	一	七〇	六八・六	一五〇・四六九	二二二・三三〇
名古屋市	三三・三〇三	一	四〇	六八・六	八八・二六九	一五六・四三〇
名古屋市	二六・五五〇	一	四〇	六八・六	六六・一九九	一三四・三六〇
名古屋市	八四・六三	一	四〇	六八・六	二二〇・六六	九〇・三三〇
名古屋市	一〇〇・五〇	一	四〇	六八・六	二二〇・六六	九〇・三三〇
名古屋市	九・一七九	一	一〇	六八・六	二二〇・六六	九〇・三三〇
名古屋市	二・二七	△	一〇	六八・六	二二〇・六六	九〇・三三〇
名古屋市	九〇・三	△	一〇	六八・六	二二〇・六六	九〇・三三〇
名古屋市	二四・四二七	△	一〇	六八・六	二二〇・六六	九〇・三三〇

横須賀市	一七八五	八	三〇	六八・六	六六・一九九	一三四・三六〇
川崎市	一五・五七五	八	三〇	六八・六	六六・一九九	一三四・三六〇
名古屋市	九五・〇	九	三〇	六八・六	四四・二三九	一一二・三〇〇
名古屋市	七三・八三	九	三〇	六八・六	四四・二三九	一一二・三〇〇
名古屋市	三九・一八六	九	三〇	六八・六	四四・二三九	一一二・三〇〇
名古屋市	一八・二四三	八	三〇	六八・六	六六・一九九	一三四・三六〇
名古屋市	二・六七六	八	三〇	六八・六	六六・一九九	一三四・三六〇
名古屋市	二・六三三	九	三〇	六八・六	四四・二三九	一一二・三〇〇
名古屋市	九・六三二	九	三〇	六八・六	四四・二三九	一一二・三〇〇
名古屋市	二・四四八	九	三〇	六八・六	四四・二三九	一一二・三〇〇
名古屋市	九・四五九	九	三〇	六八・六	四四・二三九	一一二・三〇〇
名古屋市	一五・一七四	八	三〇	六八・六	六六・一九九	一三四・三六〇
名古屋市	九・七二五	九	三〇	六八・六	四四・二三九	一一二・三〇〇
名古屋市	一・七二〇	八	三〇	六八・六	二二〇・六六	九〇・三三〇
名古屋市	一五・一四八	八	三〇	六八・六	二二〇・六六	九〇・三三〇
名古屋市	一〇・四二六	八	三〇	六八・六	三三〇・九九	一〇一・二六〇
名古屋市	一・五六五	八	三〇	六八・六	三三〇・九九	一〇一・二六〇
名古屋市	一・三三五〇	八	三〇	六八・六	二二〇・六六	九〇・三三〇
名古屋市	六・一九二	八	三〇	六八・六	六六・一九九	一三四・三六〇
名古屋市	四・一六七	八	三〇	六八・六	四四・二三九	一一二・三〇〇
名古屋市	二・一八〇五	八	三〇	六八・六	二二〇・六六	九〇・三三〇

和歌山	德島	宇和島	高松	高知	福岡	大牟田	門司	小倉	若松	飯塚	別府	佐賀	熊本	鹿兒島	那覇	關東	南滿洲鐵道株式會社	臺灣總督府	朝鮮總督府
二,一五〇三	一六,一六四	八,二四五	一五,九一八	一四,一三二	二五,八〇〇	一三,八六四	一九,七二〇	一〇,四九三	一〇,一六九	六,三六〇	七,六五〇	六,〇〇八	二八,三八一	二二,五〇九	一四,七六〇				
八	八	九	八	八	八	八	八	八	八	九	九	九	八	八	八	一	一	一	一
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
六六・六	六六・六	六六・六	六六・六	六六・六	六六・六	六六・六	六六・六	六六・六	六六・六	六六・六	六六・六	六六・六	六六・六	六六・六	六六・六	六六・六	六六・六	六六・六	六六・六
六六・一九九	六六・一九九	四四・三九九	六六・一九九	六六・一九九	六六・一九九	六六・一九九	六六・一九九	六六・一九九	六六・一九九	六六・一九九	四四・二九九	四四・二九九	六六・一九九	六六・一九九	六六・一九九	三三・〇九九	三三・〇九九	三三・〇九九	三三・〇九九
一三四・三六〇	一三四・三六〇	一一二・三〇〇	一三四・三六〇	一三四・三六〇	一三四・三六〇	一三四・三六〇	一三四・三六〇	一三四・三六〇	一三四・三六〇	一三四・三六〇	一一二・三九〇	一一二・三九〇	一三四・三六〇	一三四・三六〇	一三四・三六〇	一〇一・二六〇	一〇一・二六〇	一〇一・二六〇	一〇一・二六〇

仙臺	鹽山	郡山	平島	福島	青森	山形	秋田	福島	鳥取	松江	岡山	倉敷	廣島	吳	尾道	福山	下關
二,七五三	二,四一五	七,九三三	四,六〇〇	七,四四九	一一,二二五	一〇,四二二	七,五二〇	一四,一三九	六,八八〇	九,二四〇	二七,五三三	四,五六〇	二八,四二九	六,四四六	七,六四八	一八,八〇五	
八	九	九	八	八	八	八	九	九	八	七	八	七	八	八	九	九	八
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
六六・六	六六・六	六六・六	六六・六	六六・六	六六・六	六六・六	六六・六	六六・六	六六・六	六六・六	六六・六	六六・六	六六・六	六六・六	六六・六	六六・六	六六・六
六六・一九九	二二・〇六九	四四・三九九	二二・〇六九	四四・二九九	六六・一九九	六六・一九九	四四・二九九	六六・一九九	六六・一九九	六六・一九九	六六・一九九	六六・一九九	六六・一九九	六六・一九九	四四・二九九	六六・一九九	六六・一九九
一三四・三六〇	九〇・三三〇	一三三・〇〇〇	九〇・三三〇	一三三・〇〇〇	一三三・〇〇〇	一三三・〇〇〇	一三三・〇〇〇	一三三・〇〇〇	一三三・〇〇〇	一三三・〇〇〇	一三三・〇〇〇	一三三・〇〇〇	一三三・〇〇〇	一三三・〇〇〇	一三三・〇〇〇	一三三・〇〇〇	一三三・〇〇〇

加盟所名	大正十四年 末現在戶數	級別	按分率	半額均分額	按分額	合計負擔額
京城府	六七五〇	六	五〇	六・六	一〇・三九	一七・四九〇
小田原電氣鐵道株式會社	一〇八	六	一〇	六・六	三・〇六九	九・〇三〇
江戶川上水町村組合	二九五九	五	六〇	六・六	一三・三九九	二〇・五五〇
玉川水道株式會社	九三三二	六	五〇	六・六	一〇・三三九	一六・四四〇
久留米市	六八八四	九	二〇	六・六	四四・二二九	一三・三九〇
宇部市	一四七九三	八	一五	六・六	三三・〇九九	一〇・二六〇
濱松市	一五二〇六	八	一五	六・六	三三・〇九九	一〇・二六〇
高田市	一八二七六	九	二〇	六・六	四四・二二九	一三・三九〇
米田町	五五五四	九	二〇	六・六	四四・二二九	一三・三九〇
高砂町	六一九七	九	二〇	六・六	四四・二二九	一三・三九〇
元山府	七〇〇五	八	二〇	六・六	四四・二二九	一三・三九〇
目黒町	一〇〇三三	八	二〇	六・六	三三・〇九九	一〇・二六〇
釜山府	二五二五	八	二〇	六・六	三三・〇九九	一〇・二六〇
釜山府	二九〇三	八	二〇	六・六	三三・〇九九	一〇・二六〇
釜山府	二七八五〇	五	三〇	六・六	六六・一九九	三三・三六〇
釜山府	一三三八九	八	二〇	六・六	六六・一九九	三三・三六〇
釜山府	九九九六	八	二〇	六・六	六六・一九九	三三・三六〇
釜山府	一四四四九	九	二〇	六・六	三三・〇九九	一〇・二六〇
計九十箇所			二七・八〇	六一三四・九〇	六一三四・五二〇	一一・二九九・〇〇〇

上水協議會財產目錄 (大正十四年度末現在)

一、準備積立金

- 一金七千參百參拾壹圓貳拾六錢
- 內
 - 金壹千參百貳拾四圓七拾四錢 大正十一年度積立金
 - 金壹千六百拾五圓四拾參錢 大正十二年度積立金
 - 金八百四拾六圓六拾九錢 大正十三年度積立金
 - 金參千五百四拾四圓四拾錢 大正十四年度積立金

二、備品

品名	數量	價格	摘要
手提金庫	一個	一三六〇〇	
膳寫版	二組	六七〇〇〇	

品名	數量	價格	摘要
書類戸棚	三組	三三〇〇〇	
印箱	一個	三三〇〇	
肉地(朱肉共)	一個	三四五〇	
日附印	一組	一三〇〇〇	
木印	理事印外一〇個	九五五〇	
コムパス	一個	四二〇〇	
分割器	一個	二〇〇〇	
三角定規	一組	一七〇〇	
ホッチキス (自動紙綴器)	一個	一九三〇〇	
珈琲茶碗(皿匙付)	二組	二一八〇〇	
計		三七八〇〇	

三、消耗品

品名	數量	價格	摘要
水道統計及報告第一號	三〇部	三〇〇〇	
同 第二號	三七部	一一〇〇〇	
同 第三號	九部	八八二〇	
同 第四號	四四部	一三六二六	
同 第五號	四六部	一〇五八〇	
同 第六號	四〇部	一四〇八〇	
同 第七號	七四部	二九六〇〇	
第十九回上水協議會議事録	一七部	五、五五〇	
第二十回上水協議會議事録	五三部	一九二五〇	
第二十一回上水協議會議事録	八四部	一四七〇〇	
協定水道用鑄鐵管規格書	五〇六部	一、三九七〇〇	
郵便はかき	一二四枚	一八六〇	
郵便切手一錢	一三〇枚	一三〇〇	

品名	數量	價格	摘要
郵便切手二錢	四三枚	八六〇	
同 三錢	七〇枚	二一〇〇	
同 五錢	一〇九枚	五四五〇	
同 十錢	五枚	五〇〇	
同 二十錢	一枚	二〇〇	
計		二、四一、五〇〇	

大正十四年度上水協議會歲入出決算 (第二十三回上水協議會議決)

歲入

一金貳萬八千五百五拾壹圓八拾四錢

歲入決算高

歲出

一金壹萬貳千參百拾參圓拾錢

經常部決算高

一金四千五百六拾參圓七拾貳錢

臨時部決算高

合計金壹萬六千八百七拾六圓八拾貳錢

歲入出差引

殘金壹萬壹千六百七拾五圓貳錢

內

金八千壹百參拾圓六拾貳錢

內

金貳千壹百九拾四圓參拾四錢

金五千九百參拾六圓貳拾八錢

差引殘金參千五百四拾四圓四拾錢

翌年度へ繰越高

經常部繰越額

臨時部繰越額

大正十四年度剩餘金

大正十四年度上水協議會歲入出決算

歲入

(△印ハ不足ヲ示ス)

科目	項目	豫算額	決算額	超過不足	種目	豫算額	決算額	種別及單位	金額	豫算	決算	摘要
一 會費收入	入會費	10,800.00	10,800.00	0	入會費	10,800.00	10,800.00	種別及單位	10,800.00	豫算	決算	本項ノ超過セシハ會費未納ノ道所(熱海、後藤寺、水道株式會社)アリタルモ、入會六箇所(九龍市、宇部市、久留米市、高田市、濱松市、米町)アリタルニ因リ、
	預金利息	300.00	300.00	0	預金利息	300.00	300.00	種別及單位	300.00	豫算	決算	本項ノ超過セシハ積立金ノ増カセリシニ由リ、
	印刷物	400.00	400.00	0	印刷物	400.00	400.00	種別及單位	400.00	豫算	決算	本項ノ超過セシハ印刷用紙ノ超過セリシニ由リ、
二 利子收入	子收入	3,000.00	3,000.00	0	子收入	3,000.00	3,000.00	種別及單位	3,000.00	豫算	決算	本項ノ超過セシハ積立金ノ多カセリシニ由リ、
	實配物	998.88	998.88	0	實配物	998.88	998.88	種別及單位	998.88	豫算	決算	本項ノ超過セシハ印刷用紙ノ超過セリシニ由リ、
三 雜收入	會費收入	1,200.00	1,200.00	0	會費收入	1,200.00	1,200.00	種別及單位	1,200.00	豫算	決算	本項ノ超過セシハ積立金ノ多カセリシニ由リ、
	過年度收入	0	35.00	35.00	過年度收入	0	35.00	種別及單位	35.00	豫算	決算	本項ノ超過セシハ積立金ノ多カセリシニ由リ、
二 繰越金	二 繰越金	15,673.24	15,673.24	0	二 繰越金	15,673.24	15,673.24	種別及單位	15,673.24	豫算	決算	本項ノ超過セシハ積立金ノ多カセリシニ由リ、
歲入合計	歲入合計	26,751.24	26,751.24	0	歲入合計	26,751.24	26,751.24	種別及單位	26,751.24	豫算	決算	本項ノ超過セシハ積立金ノ多カセリシニ由リ、

歲出

(△印ハ超過ヲ示ス)

科目	項目	豫算額	決算額	超過不足	種目	豫算額	決算額	種別及單位	金額	豫算	決算	摘要
一 事務費	給料	1,100.00	924.00	176.00	給料	1,100.00	924.00	種別及單位	924.00	豫算	決算	本項ノ超過セシハ印刷用紙ノ超過セリシニ由リ、
	雜給	986.00	800.00	186.00	雜給	986.00	800.00	種別及單位	800.00	豫算	決算	本項ノ超過セシハ印刷用紙ノ超過セリシニ由リ、
	三需用費	5,175.00	4,110.00	1,065.00	三需用費	5,175.00	4,110.00	種別及單位	4,110.00	豫算	決算	本項ノ超過セシハ印刷用紙ノ超過セリシニ由リ、
	四雜費	1,000.00	300.00	700.00	四雜費	1,000.00	300.00	種別及單位	300.00	豫算	決算	本項ノ超過セシハ印刷用紙ノ超過セリシニ由リ、
一 議水協	議水協	11,100.00	11,100.00	0	議水協	11,100.00	11,100.00	種別及單位	11,100.00	豫算	決算	本項ノ超過セシハ印刷用紙ノ超過セリシニ由リ、
歲入合計	歲入合計	26,751.24	26,751.24	0	歲入合計	26,751.24	26,751.24	種別及單位	26,751.24	豫算	決算	本項ノ超過セシハ印刷用紙ノ超過セリシニ由リ、

科目	項目	豫算額		種目	附記	摘要
		前年度	本年度			
二 會議費	三 諸費	1,200.00	1,200.00	一 諸費		本項ノ剩餘ヲ生セシ ハ第五日ヲ除クノ外 各目ニ於テ豫定迄 要セザリシニ因ル
		3,100.00	3,100.00	二 消耗品		
		2,200.00	2,200.00	三 印刷		
三 豫備費	四 諸手當	5,400.00	5,400.00	四 諸手當		本項ノ剩餘ヲ生セシ ハ本年內ニ調査完 了セザリシニ由ル
		0.00	0.00	五 雜費		
經常部計		12,100.00	12,100.00			

歲臨時部

科目	項目	豫算額		種目	附記	摘要
		前年度	本年度			
一 上水協	一 調查費	10,000.00	10,000.00	一 調查費		本項ノ剩餘ヲ生セシ ハ本年內ニ調査完 了セザリシニ由ル
		4,500.00	4,500.00	二 印刷雜費		
會議費		10,000.00	10,000.00			
二 第二十一回上水協議會ニ於テ議決		4,500.00	4,500.00			
三 事務費		10,000.00	10,000.00			

大正十五年九月十七日提出

上水協議會理事 東京市長 伊澤多喜男

臨時部計	歲出合計
10,000.00	26,773.24
4,500.00	16,873.24
5,933.28	9,893.24

統

計

水道經營關係目次

一、東京市	二、京都市	三、大阪市	四、橫濱市	五、神戸市	六、名古屋市	七、函館市	八、小樽市	九、釧路市	一〇、室蘭市	一一、八王子市	一二、青梅町	一三、澁谷町
一四、目黒町	一五、峰山町	一六、堺市	一七、横須賀市	一八、川崎市	一九、尼崎市	二〇、西宮市	二一、高砂町	二二、長崎市	二三、佐世保市	二四、新潟市	二五、高田市	二六、高崎市
二七、前橋市	二八、沼田町	二九、水戸市	三〇、宇都宮市	三一、津市	三二、豊橋市	三三、甲府市	三四、谷村町	三五、大津市	三六、長野市	三七、上田市	三八、松本市	三九、上諏訪町
四〇、仙臺市	四一、鹽釜町	四二、若松市	四三、福島市	四四、郡山市	四五、平町	四六、青森市	四七、五所川原町	四八、山形市	四九、福井市	五〇、金澤市	五一、鳥取市	五二、米子市
五三、松江市	五四、岡山市	五五、倉敷町	五六、廣島市	五七、尾道市	五八、福山市	五九、下關市	六〇、宇部市	六一、和歌山市	六二、徳島市	六三、高松市	六四、丸龜市	六五、宇和島市

高知市	八、釜山府
福岡市	八、平壤府
門司市	八、鎮南浦府
久留米市	八、大邱府
小倉市	八、元山府
若松市	八、豐原町
大牟田市	八、大泊町
飯塚町	八、朝鮮總督府
別府市	八、臺灣總督府
佐賀市	八、關東廳
熊本市	八、荒玉村
鹿兒島市	八、荒玉村
京城市	八、荒玉村
仁川府	八、荒玉村
群山市	八、荒玉村

水道經營關係職員

昭和二年四月一日現在

一、東京市水道局

水道局長	小川 織三
庶務課長	大堀 佐内
給水課長	阿部 努
工事課長	小野 基樹
淨水課長	岩崎 富久
水源林事務所長	兒玉 晋
庶務課庶務掛長	荒牧 練太郎
同 調度掛長	清水 義俊
同 試驗掛長	田島 房四郎
同 工場掛長	松本 津
同 業務掛長	神田 眞
同 料金掛長	草刈 新兵衛
同 計理掛長	福原 敬治
同 給水課工務掛長	牟田 寅次
同 設計掛長	木代 嘉樹

二、京都市水道課

給水工務掛長	安西 景一郎
同 鐵管工務掛長	永井 純一
同 第一工務掛長	武藤 麒一
同 第二工務掛長	島田 衍吉
同 計畫掛長	仲田 聰治郎
同 淨水課事務掛長	菅原 正志
同 淨水掛長	眞殿 藏
同 機關掛長	仲田 聰治郎
衛生試驗所長	寶田 一藏
同 所長事務	
同 化學試驗主任	橫手 千代之助
同 顯微鏡細菌主任	佐々木 仁
同 試驗主任	酒井 菊雄

京都市衛生試驗所

課長 能見光男
給水係主任 平井砂
衛生試驗所長 原田四郎
理化學試驗主任 川村敏行
顯微鏡細菌試驗主任 沖野茂

三、大阪市水道部

部長 島崎孝彦
庶務課長 安川勝太郎
庶務係主任 岡本鋼次郎
同 堀口周吉
同 北村為知
同 田中源一
同 竹内理一
同 竹内理一
同 藤田弘直
同 森脇淡四郎
技師 清水豐太郎
技師 石井權次郎
技師 板垣龍三
技師 原田芳太郎
技師 大浦壽清
技師 岩元秀
技師 重富潔
技師 戸澤耿介
技師 大柳昌次
技師 杉岡庸一
技師 林留雄
技師 島崎行一
技師 根本丹造
技師 植草兼吉
技師 庭林音吉
技師 川本四郎次

大阪市立衛生試驗所

技師 土井彌一
技師 土井彌一
技師 千賀昇太郎
技師 檜垣萬次郎
技師 行德直誠
技師 森脇淡四郎
技師 濱田良輔
技師 谷田定男
技師 藤原九十郎

四、橫濱市水道局

技師 堀江勝巳
技師 松前治廣
技師 大野巖
技師 菊池正彦
技師 三田村貞吉
技師 米野伊七
技師 田村英一
技師 關源三郎
技師 柴田茂
技師 植村倉藏
技師 清水善次
技師 佐野藤次郎
技師 田村英一
技師 關源三郎
技師 柴田茂
技師 植村倉藏
技師 清水善次
技師 佐野藤次郎

五、神戸市水道課

技師 田村英一
技師 關源三郎
技師 柴田茂
技師 植村倉藏
技師 清水善次
技師 佐野藤次郎
技師 關源三郎
技師 柴田茂
技師 植村倉藏
技師 清水善次
技師 佐野藤次郎

神戸市立衛生試驗所

技師 小島克巳
技師 森崎長次郎
技師 前山亮策

六、名古屋市保健部水道課

技師 安藤七郎
技師 馬場收治
技師 原田銓吉

橫濱市水道局工務課水質試驗所

主任 清水豐太郎
技師 石井權次郎
技師 板垣龍三
技師 原田芳太郎
技師 大浦壽清
技師 岩元秀
技師 重富潔
技師 戸澤耿介
技師 大柳昌次
技師 杉岡庸一
技師 林留雄
技師 島崎行一
技師 根本丹造
技師 植草兼吉
技師 庭林音吉
技師 川本四郎次

應務係主任 書記 飯塚 照
倉庫係主任 同 能勢 信之
工務係主任 技手 山田 周一

名古屋市衛生試驗所

所長 技師 吉木 彌三
理化學試驗主任 技手 田部 彦八郎
顯微鏡細菌試驗主任 同 人

七、函館市水道課

課長 心得 技師 吉谷 一次

函館市水道課水質試驗所

所長 齋藤 與一郎
理化學試驗主任 囑託 阿部 壯次
顯微鏡細菌試驗主任 同 人

八、小樽市水道課

水道課長 技師 二日市 貞一

應務係主任 書記 石田 涉
擴張工事係主任 技手 横田 定春

水質試驗機關 (小樽市立長橋病院ニ囑託)

九、釧路市水道事務所

所長 技師 河野 愛香
庶務係長 主事 田中 篤美
工務係長 技手 村井 久次

水質試驗機關

理化學試驗主任 囑託 釧路市立病院藥局長 籠谷 義雄
顯微鏡細菌試驗主任 同 人

一〇、室蘭市水道課

掛課長 技師 上田 重彌
掛課長 技師 葛岡 清人

水質試驗機關

水質試驗員 囑託 市立室蘭病院藥劑員 太田 鐵郎

一一、八王子市臨時水道部

部長(兼)助役 西原 貫一
會計課長(兼)收入役 梅澤 昌晴
工務課長 技師 中島 貞一郎
庶務課長 書記 野坂 耕輔

水質試驗員 囑託 市立室蘭病院藥劑員 杉本 福太郎

一二、青梅町水道部

部長 町長 根岸 太助
庶務課長 助役 小澤 秀蘭
工務課長 技師 鈴木 富太郎

一三、澁谷町水道部

水道部長(兼)助町長 藤田 信次郎
庶務課長 書記 高旨 菊藏
給水課長 技手 岩田 露市

一四、目黒町水道部

部長 助役 須田 銅治
庶務課長(兼)主事 近野 篤
出納課長 收入役 鍋木 龍登
給水課長 缺員

水質試驗機關 (東京市衛生試驗所ニ依託)

淨水課長 技師 岩田 露市
出納課長(兼)收入役 岩成 馬之助
囑託技師 仲田 聰治郎

一五、峰山町水道部

水質試驗機關 (東京市衛生試驗所ニ依託)
部長 助役 太田 靜男
庶務課長 技手 藤澤 太郎吉
工務課長 技手 馬場 嶺吉
給水課長 書記 宮成 龜之助

一六、堺市水道課

理化學試驗主任 齋藤勝
顯微鏡細菌 同 谷田秀實
試驗主任

三四、谷村町水道部

部長 渡邊喜作
主任 平井吉郎
書記 堀本精太郎

三五、大津市水道課

課長 堀本精太郎
庶務係 手賀啓一郎
技術係 樋口司羽三

水質試驗機關

(滋賀縣警察部衛生課ニ依託)

滋賀縣衛生課長 衛生技師 西澤 巷
理化學試驗主任 同 中井長藏
顯微鏡細菌 同 同 人

三六、長野市工務課

課長 岩根近太郎
上水係主任 塚原正平

水質試驗機關

理化學試驗主任 囑託 山岸藤三郎
顯微鏡細菌 同 繁田源信
試驗主任

三七、上田市水道部

主任 久保寶生
書記

上田市水道水質試驗所

理化學試驗主任 囑託 井上柳梧
顯微鏡細菌 同 古谷榮藏

三八、松本市水道課

水道課長心得 市助 小里頼永
書記 石川矩担
丸山武勝

三九、上諏訪町水道部

町長 志賀市藏

水道部主任 伊東勝太郎
工務係主任 清水祐甫
經理係主任 藤森俊夫
徵收係主任 廣木政次郎
同 五味重幸
同 矢島賢英

水質試驗機關

(諏訪細菌検査所ニ委託)

四〇、仙臺市水道部

水道部經營課長 主事 佐々木次郎太
水道課長代理 技師補 小川清吉

水質試驗機關

理化學試驗主任 衛生技師 田澤芳三郎
顯微鏡細菌 同 同 人

四一、鹽釜町水道係

水道係長 助役 三浦源次郎

四二、若松市臨時水道部

(福島縣)

臨時水道部長

四三、福島市水道課

水道課長 主事 今泉正記
工事主任 技師 石田丑次郎

水質試驗機關

水質試驗主任 囑託 中田貞次郎
理化學試驗主任 囑託 齋藤光司
顯微鏡細菌 同 同 人

四四、郡山市水道課

水道係主任 長技師 本橋卯之助
同 瀧田篤治

郡山市水道水質試験室

理化学試験主任 鳴託藥劑師 根本善藏
顕微鏡細菌 同
試験主任 同

四五、平町水道課

課長 技師 香野利一
庶務主任 書記 小野禎

平町水道水質試験所

主任 助手 手 松井深
理化学試験主任 同
顕微鏡細菌 同
試験主任 同

四六、青森市水道課

課長 助役 佐藤晃
主任 書記 大村鶴三
工務係長 技師 棟方鴻三

水質試験機關 (青森縣衛生課ニ囑託)

青森縣衛生課長 青森縣技師 高崎壽市
理化学試験主任 同 鎌田長兵衛

五〇、金澤市水道事務所

所長 助役 吉川一太郎
工務部長 水道技師 石井一夫
事務部長 水道主事 高山勇藏

五一、鳥取市水道部

主事々務取扱 助役 坪崎信正
主任 書記 徳山千代藏
工務主任 技師 篠原昇

水質試験機關 (鳥取縣衛生技術員ニ囑託)

理化学試験主任 鳥取縣衛生技師 乾敏彦
顕微鏡細菌 鳥取縣衛生技師 井出潔
試験主任 同

五二、米子市水道部

水道部長 技師 金澤力太郎
主任 書記 山岡定一
工務係主任 工手 本池善太郎

四七、五所川原町水道係

係長 書記 堤豐藏

水質試験機關 (青森縣衛生課ニ囑託)

四八、山形市水道部

部長 助役 庄田藤吉
主任 主事 昨柳安伸

四九、福井市水道部

部長兼工務課長 技師 木田喜之助
庶務課長兼 書記 吉田捨吉
給水係主任 同 福山伊右衛門
調度係主任 同 清水伊右衛門
工務係主任 技師 沼野義之
淨水係主任 技師 沼野義之

水質試験機關

水質試験主任 衛生技師 辻岡嶮
理化学試験主任 囑託 山口清
顕微鏡細菌 衛生技師 辻岡嶮
試験主任 同

水質試験機關 (財團法人米子病院ニ囑託)

院長 囑託 中村悠藏

五三、松江市水道部

市長 高橋節雄
助役 三谷勝之助
収入役 橋本喜次郎
技師 八卷重郎
工務掛主事 同 上杉龜太郎
庶務掛主事 囑託 佐々木茂丸
會計掛主事(兼) 書記 大野威夫

水質試験機關 (鳥根縣衛生試驗所ニ囑託)

理化学試験主任 技師 白江久次郎
顕微鏡細菌 同 清野啓二
試験主任 同

五四、岡山市水道課

課長 技師 森延太郎
工務掛長 同人

庶務掛長 書 記 佐藤博
倉庫掛長 缺 員

岡山市衛生試驗所

所長 技師 町田覺一郎
理化學試驗主任 同 人
顯微鏡細菌試驗主任 同 人

五五、倉敷町水道課

課長(兼)主事 藤岡只平
經理主任 書記 黒瀬史夫
巡視 岸本隆雄
技師 九川實
技師 吉田英夫
技師 吉田直太郎
機關手 渡邊高次郎
機關手補 同

五六、廣島市水道課

水道課長 技師 今中權六

經理保主任 書記 岡島虎夫
工務保主任 技師 坪西憲三
淨水保主任 技師 竹地信夫

廣島市立衛生試驗所

所長 技師 天野勳
理化學試驗主任 同 服部宜元
顯微鏡細菌試驗主任 同 人

五七、尾道市水道課

課長 主事 住吉健一

尾道市上水道水質検査所

検査所主任 市醫 大口壽香
理化學試驗主任 同 人
顯微鏡細菌試驗主任 同 人

五八、福山市水道課

課長 技師 松本篤衛

水質試驗機關 (沖ノ山同仁病院ニ依嘱)

六一、和歌山市水道課

課長 主事 八尾藤市郎

和歌山市水質試驗所

書記 坂田一元

六二、徳島市水道部

庶務課長 市書記 中田修
工務課長 市技師 酒井三郎
赤岡兵一郎

水質試驗機關 (徳島縣衛生試驗所ニ囑託)

徳島縣技師 市囑託 木村正一
同 同 加藤隆

六三、高松市水道課

課長 缺 員

水質試驗機關 (市立福山病院)

院長 技師 世良豊彦
理化學試驗主任 技師 笠倉英之助
顯微鏡細菌試驗主任 技師 世良豊彦

五九、下關市水道課

水道課長 主事兼技師 横山信
經理保主任 書記 藤井義介
工務保主任兼擴張工務係長 技師 菱谷淺吉
給水係主任 書記 弘本末吉

下關市衛生課衛生試驗所

市立高尾病院院長 技師 荒川常太郎
兼衛生試驗所主任 技師 齋藤憲
理化學試驗主任 技師 同
顯微鏡細菌試驗主任 技師 同

六〇、宇部市水道課

課長 缺 員

課長 助役 大柏清三郎

水質試驗機關
囑託技手 城龍吉

六四、丸龜市水道係

市長 大須賀 巖
助役 齋藤定五郎
收入役 橫田都太郎
書記 三谷七三吉

同 港秀男
技手 田原茂良
技手 竹島德治
機關手 高井吉次
同 小野半三

六五、宇和島市水道課

課長 技師 前川右市

技手 寺下文三郎
同 岡村 泰吉
書記 宇治原基恭
同 三好正義
同 村住禎一郎
同 中井六松
同 神尾 徹

宇和島市立病院試驗所

院長代理 囑託 內田久吉

六六、高知市水道課

水道課長 主事 野口照吉
水道係長 書記 澤村祥輔
技術係長 技手 和田茂
淨水場主任 同 山本重春

水質試驗場

(淨水場事務所內)
理化學試驗主任 技手 尾崎松夫
顯微鏡細菌試驗主任

六七、福岡市水道課

課長 技師 上田研介
事務主任 書記 松浦清
工務主任 技手 半田義統
淨水主任 同 岡部半次郎
水源主任 書記 福岡好幸

六九、久留米市水道部

部長 助役 田村和六
工務課長 技師 濱本齊肅
工務主任 書記 土岐正一
庶務主任 技師 原篤太郎

福岡市水道水質試驗所

理化學試驗主任 技手 白水茂
顯微鏡細菌試驗主任 同 白水茂

六八、門司市水道課

水道課長 主事 小川八二
工務係主任 技師 鈴木久夫
給水係主任 書記 吉田多一
淨水池出張所 技手 吉村佐
貯水池出張所 同 吉田多一
主水池出張所 同 吉田多一
主水池出張所 同 吉田多一

七〇、小倉市水道課

水道課長 主事 出口勇夫
經理係主任 書記 有松喬
給水係主任 同 岩武清
工務係主任 同 缺員

小倉市水道課水質檢查所

門司市水道課上水檢查所

上水檢查所主席 囑託 大原喜代太
理化學試驗主任 同 同
顯微鏡細菌試驗主任 同 同

理化學試驗主任 嶋 託
顯微鏡細菌 同 富永準
試驗主任 橘 成

七一、若松市土木課 (福岡縣)

土木課長 技師 岩崎安保
水道主任 技師 桑原仁

水質試驗機關 (公立若松病院)

院長 醫學博士 安武正矩
理化學試驗主任 技師 河部嘉三郎
顯微鏡細菌 同

七二、大牟田市水道課

課長 技師 小山安太郎
工務主任 技師 美川勝次
給水主任 書記 大藪初太郎
庶務主任 同 森田長藏

水質試驗機關 (三井三池染料工業所 試驗部二囀託)

理化學試驗主任 佐賀縣 衛生技師 江藤吉之丞
顯微鏡細菌 同 上原今朝藏

七六、熊本市電氣水道局水道課

電氣水道局長 技師 松尾寬二
水道課長 技師 渡邊喬
工務主任 技師 左座小一郎
事務主任 主事 西村義準

水質試驗機關

理化學試驗主任 技師兼書記 渡邊均
水質試驗 囀託 寺尾三千春

七七、鹿兒島市水道課

水道課長 技師 本村 屯
工務係主任 同 松田精熊
事務係主任 書記 熊

七三、飯塚町水道課

課長 助役 古川林吉
水道主任 技師 青山廣士

七四、別府市水道課

水道課長 技師 石崎貞二郎
給水係主任 書記 高山長太郎
工務係主任 技師 丸山貫六

水質試驗機關

理化學試驗主任 大分縣技師 西田大治郎
顯微鏡細菌 同 瀧 愿

七五、佐賀市水道科

水道科長 助役 德永治吉
經理給水係主任 書記 森田作太郎
工務係主任 技師 香月藤四郎

水質試驗機關 (鹿兒島市立尾陣病院)

院長 技師 金丸秀實
理化學試驗主任 調劑員 田中武治
顯微鏡細菌 同 醫員 越山金彦
助手 同

七八、京城府水道課

水道課長 水道技師 多田隆吉
經理係長 府書記 金古鼎成
工務係長 水道技師 柏木男也

京城府衛生課

衛生課長 衛生技師 森岡 收
理化學試驗主任 水道技師 酒井謙治郎
顯微鏡細菌 同 兼衛生技師 人

七九、仁川府

府尹 橫田克巳

内務係主任 府 遠山秀道
 水道事務係主任 府 千布高次
 徴收係主任 府 龜田市平
 浄水場主任 府書記 長谷川與市

水質試験機關 (京城府二委託)

嘱託 京城府技師 酒井謙次郎

八〇、群山府

府 尹 澤村荒治郎

水質試験機關 (道立群山醫院)

水質試験主任 藥劑手 山本秀一
 理化學試験主任 同 同
 顯微鏡細菌試驗主任 同 同

八一、釜山府

土木係主任 理事官 山内忠市
 府書記 佐治爲敬

釜山府水質試験所

理化學試験主任 釜山府立病院藥局長 眞島尙治
 顯微鏡細菌試驗主任 醫員 岩城隆一

八二、平壤府

土木課長 府 尹 松井信助
 庶務掛 府 萩原官六
 徴收掛 府 鈴木眞雄
 工務掛 府書記 鈴木榮吉
 電氣掛 府技師 井上慈郎

平壤府水質試験所

理化學試験主任 嘱託 宮林武男
 顯微鏡細菌試驗主任 同 同

八三、鎮南浦府

府 尹 池田魁

八五、元山府

理化學試験主任 道技師 西三次郎
 顯微鏡細菌試驗主任 同 同

水質試験機關 (平安南道慈惠醫院鎮南浦分院二嘱託)

院長 嘱託 中村富一
 理化學試験主任 同 同
 顯微鏡細菌試驗主任 同 同

八四、大邱府

朝鮮總督府之屬

内務係主任 同府屬 上内彦策
 財務係主任 同府屬 池田才次郎
 庶務係主任 同 同 佐藤徳重
 會計係 朝鮮總督府 奧村進
 工務係 府技師 南村進
 徴收係 府書記 太田半平

水質試験機關 (元山府立病院)

内務主任 府 尹 木村静雄
 水道主任 府屬 中山文尙
 土木技師 浦澤元三郎

八六、豊原町水道係

警長 調劑手 山川恒之
 理化學試験主任 同 栗林清造
 顯微鏡細菌試驗主任 同 同

八七、大泊町水道部

水道係長(兼)收入役 三木康太郎

部 長 助 役 中 田 毅
庶 務 係 長 書 記 豐 信 三
工 務 係 長 技 手 田 村 初 代 志

八八、朝鮮總督府

○清 州

主 任 面 技 手 小 西 三 藏

水質試驗機關 (忠清北道衛生課ニ囑託)

理 化 學 試 驗 主 任 道 技 手 原 英 治

○公 州

面 長 小 林 增 太 郎
副 長 朴 仁 圭
書 記 橋 口 貫 一

水質試驗機關 (忠清南道衛生課ニ囑託)

理 化 學 試 驗 主 任 囑 託 道 技 手 浦 田 末 男
顯 微 鏡 細 菌 試 驗 主 任 同 人

○江 景

水質試驗機關 (忠清南道衛生課ニ囑託)

理 化 學 試 驗 主 任 囑 託 技 手 浦 田 末 男
顯 微 鏡 細 菌 試 驗 主 任 同 人

○全 州

掛 長 面 技 手 長 井 重 雄

水質試驗機關 (全羅北道衛生課)

理 化 學 試 驗 主 任 道 技 手 平 賀 三 郎
顯 微 鏡 細 菌 試 驗 主 任 同 人

○木 浦

技 手 北 村 兵 之 助

水質試驗機關

理 化 學 試 驗 主 任 囑 託 病 院 長 青 木 正 枝

○晉 州

面 長 桂 登 利 藏

水質試驗機關 (慶尙南道立病院)

理 化 學 試 驗 主 任 藥 劑 手 伊 藤 桂
顯 微 鏡 細 菌 試 驗 主 任 同 人

○鎮 海

面 長 織 田 選

○統 營

水 道 係 主 任 面 技 手 後 藤 友 一

水質試驗機關

水 質 試 驗 主 任 統 營 病 院 長 村 田 定

○海 州 (黃海道土木課)

土 木 課 長 技 師 八 卷 春 衛

○光 州

水 道 係 主 任 面 技 手 松 尾 貴

水質試驗機關 (全羅南道衛生試驗室ニ囑託)

衛 生 試 驗 主 任 面 囑 託 道 技 手 猿 渡 醇

○浦 項

水 道 係 主 任 書 記 宮 津 武 治

水質試驗機關 (慶尙北道衛生課)

囑 託 衛 生 技 手 尾 形 建 一

○金 泉

面 長 高 崎 親 和

水質試驗機關 (道立金泉醫院)

水 質 試 驗 囑 託 藥 劑 手 安 西 惠

顯 微 鏡 細 菌 試 驗 主 任 囑 託 病 院 長 青 木 正 枝

水質試驗機關 (黃海道警察部衛生試驗場)
 技手 森田傳六
 理化學試驗主任 技手 小島來太郎

○新義州

府尹 藤谷作次郎
 府屬 福原多豆磨
 內務主任 府屬 下津美行
 兼務 府技手 池田真藏
 兼務 府書記 富永敏郎
 同務 定木喜一

水質試驗機關

囑託 鈴間留吉

○義州

面長 李明燮
 書記 金尙燮

水質試驗機關 (平安北道立義州醫院)

理化學試驗主任 技手 峯村八一

○春川

主任 福江準治

水質試驗機關

理化學試驗主任 總督府技手 吉村利八

○平康

面技手 古賀鶴平

○咸興

面長 井上新

水質試驗機關 (咸鏡南道警察部衛生課)

囑託技手 有馬駿也

○清津

○城津

面長 李應烈
 技手 太田垣吉之助
 書記 草場運平

水質試驗機關

藥劑手 中村文作

○會寧

面長 物部安馬

水質試驗機關 (會寧道立病院)

囑託藥劑手 松田功

八九、臺灣總督府

○臺北

土木水道課長 技師 永野幸之丞

府尹 三上新一郎
 府屬 粕谷準一郎
 庶務主任 府技手 吉野喜文
 工務係 府技手 市成秀彦
 同 府技手 立野忠吾
 會計係 府屬

水質試驗機關

理化學試驗 囑託技手 濱野讓二

○羅南

面長 吉本三次郎
 會計係徵收係 面書記 山本久松
 工務係 面技手 森尚治
 庶務係 面書記 小竹智外

水質試驗機關

備考 本水道ハ陸軍水道ノ過剩水ナルヲ以テ陸軍ニ於テ行
 フ水質試驗ニ依レリ

水道係長 武部八三郎
 工事主任 三浦芳太郎
 給水主任 山口彦太郎
 水源地主任 榎谷六三郎

水質試驗機關 (臺灣總督府中央研究所衛生部)

衛生部長 堀內次雄
 理化學試驗主任 山口謹爾
 顯微鏡細菌主任 鈴木近志
 試驗擔當者 正田主計
 同 山本政雄

○基隆

管理府尹 佐藤得太郎
 所屬課長 佐藤由松
 水道係長 渡邊延次郎

水質試驗機關 (臺灣總督府中央研究所)

衛生部長 堀內次雄
 理化學試驗主任 山口謹爾
 顯微鏡細菌主任 鈴木近志

○彰化

街長 楊吉臣
 助役 植田勇次郎
 會計役 赤塚音次郎
 書記 岡田治之助
 庶務主任 吳爾涼
 財務主任 宇野雄輔
 土木主任 技手

水質試驗機關 (臺中州衛生課)

理化學試驗主任 鳴託 森田吉彦
 顯微鏡細菌主任 同

○臺南

市尹理事官 田九直之
 助役 桑原政夫
 給水係主任 緒方鐵雄
 淨水係主任 豐田誠之

臺南市水道水質試驗室

理化學試驗主任 技手 豐田誠之
 顯微鏡細菌主任 同

助手 田中利弘
 同 正田主計
 同 山本正雄

○淡水

街長 雷俊臣
 助役 本田祐太郎
 土木技手 杉村孝純
 書記 葉松餉

水質試驗機關

水質試驗主任 正田主計
 同 山本政雄

○臺中

管理府尹 遠藤所六
 財務課長 園部薰
 水道係長 南部爲人

水質試驗機關

理化學試驗主任 鳴託 大澤美樹枝
 顯微鏡細菌主任 同

○嘉義

街長 真木勝太
 技手 山田好兵衛
 主任 中村源治
 理化學試驗主任 鳴託 同
 顯微鏡細菌主任 同

○高雄

庶務課長 助役 福原本輝
 水道係主任 技師 櫛田忠彦

水質試驗機關

理化學試驗主任 鳴託 大久保政治
 顯微鏡細菌主任 同

○屏東

街長 渡邊發藏
 助役 上田雄太郎
 理化學試驗主任 鳴託 大久保正治
 顯微鏡細菌主任 同

○花蓮港

管理府尹 中田秀造

水質試驗機關 (臺灣總督府花蓮港廳警務課衛生係)

庶務課長 地方理事官 和田 博
 土木係長 技手 德永 篤藏
 理化學試驗主任 衛生技手 松本 清六
 顯微鏡細菌 試驗主任 同 同

九〇、關東廳

○大連

大連民政署長 事務官 田中 千吉
 地方課長 理事官 藤井 唐三
 大連民政署長 技師 小島 澤三
 地方課水道係主任 同 小島 文爾

大連水道水質試驗室

備考 專屬試驗室ヲ濾過室ノ一部ニ置キ專ラ源水濾過水等ニ付理化學試驗ヲ爲シ水道係主任之ヲ監督ス尙細菌試驗ハ他ニ委託ス

○旅順

旅順民政署長 事務官 藤原 鐵太郎

九二、江戸川上水町村組合

工務課長 技師 八島 明
 杉並鐵管試驗所長 同 山根 槌藏
 兼王子鐵管試驗所長 同 中島 洋吉
 野方出張所長 同 小松 七郎
 池袋出張所長 同 榑引 孝一
 砧出張所長 同 同

淨水係

庶務課長兼務 助役 大島 亨藏
 工務課長 技師 川野 濱吉
 會計課長 收入役 鈴木 重三郎
 理化學試驗主任 技手 內田 那沙美
 顯微鏡細菌 試驗主任 同 同
 地方部長 築島 信司
 地方部地方課長 平島 敏夫

九三、南滿洲鐵道株式會社

水質試驗機關 (關東廳旅順療病院ニ囑託)

旅順民政署 理事官 米内 山震作
 庶務課長 技師 中村 貞輔
 同署兼務 技手兼屬 澤口 留藏
 同署水道係主任 同 同

○金州

金州民政支署長 事務官 乾 武
 總務課長 屬 本莊 宗三
 技師兼務 小島 文爾

九一、荒玉水道町村組合

水質試驗機關 (大連民政署及滿鐵衛生研究所ニ委託)

庶務課長 助役 服部 良太郎
 事務課長 收入役 山田 千佐人
 會計課長 技師 山根 庸若
 技師 技師 西大 條覺
 經理課長 主事 川井 鶴吉

南滿洲鐵道株式會社衛生研究所

地方部土木課長 長谷川 貞三
 衛生研究所長事務取扱 金井 章次
 同所衛生科長 齋藤 磯次

九四、玉川水道株式會社

專務取締役社長 栗原 幸藏
 常務取締役 野口 長次郎
 取締役 瀧鼻 慶吾
 同 水橋 至剛
 同 中原 岩三郎
 同 能勢 鼎三
 同 平林 淺次郎
 同 渡邊 三郎
 同 松本 留吉
 同 秋本 喜七
 同 豐田 亮太郎
 同 藤原 市二
 同 鈴木 昌太郎
 給水課長 同 師

第三 水道事務處理件數

大正十五年
昭和元年中

水道名	處理總件數	給水事務			其他		工事關係 其他	備考
		開始	中止	廢止	給水裝置使用條例 所有權移轉違背者發見	其他		
東京市	三、四四、七五〇件	一、五八、八五〇件	八、八四〇件	五三二件	七、五九六件	五、九一九件	三、八五九、〇五三件	使用條例違背 件數中處分ナ 免除セシ輕微 件數五、三七件
京都市	七〇、六一一	三、三三四	九、〇〇元	八〇〇	三、五三三	八〇〇	四、九三三	
大阪市	三、〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇	一、七四〇	一、三三三	一、三三三	一、三三三	三、九三三、九三八	
横浜市	七、六二八	二、四〇〇	一、二〇〇	二七	一、七二八	一、二〇〇	一、四、八三三	
神戸市	七、六二八	九、〇〇〇	一、二〇〇	四、七〇〇	二、〇五〇	五、七六	四、三三三	
名古屋市	一、〇一、〇一〇	六、一五五	四、三三三	五〇〇	一、〇一〇	一、〇一〇	七、九三三	
函館市	三、九三三	六、二二二	三、三三三	八	三、三三三	二	三、三三三	
小樽市	八、三三三	三、三三三	三、三三三	一、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	
釧路市	三、〇〇〇	一、八七七	三、三三三	一、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	
室蘭市	五、五七七	一、三三三	三、三三三	六、六六六	三、三三三	三、三三三	三、三三三	
八王子市	—	—	—	—	—	—	—	
青梅町	—	—	—	—	—	—	—	
青谷町	三、三三三	四、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	
澁谷町	三、三三三	一、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	
目黒町	三、三三三	一、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	

水道名	處理總件數	給水事務				其他	工事關係其他	備考
		開始	中止	廢止	給水裝置使用條例所有權移轉違背者發見			
奈良市	187	18	8	2	1	10,635	1,007	188
峰山町	24,770	1,560	833	257	1	10,635	1,007	188
堺市	108,333	3,667	2,733	1,733	1	10,635	1,007	188
川崎市	14,851	3,670	1,921	123	1	10,635	1,007	188
尼崎市	4,545	1,177	698	16	1	10,635	1,007	188
西宮市	3,098	1,179	533	19	1	10,635	1,007	188
高砂町	1,655	147	533	3	1	10,635	1,007	188
長崎市	24,833	5,445	6	3,971	1	10,635	1,007	188
佐世保市	2,335	874	6	8,255	1	10,635	1,007	188
新潟市	73,055	4,833	4,333	4,004	1	10,635	1,007	188
高岡市	73	383	6	2	1	10,635	1,007	188
長岡市	13,038	1,890	479	1,78	1	10,635	1,007	188
前橋市	3,67	29	3	1	1	10,635	1,007	188
沼田町	2,67	364	3	260	1	10,635	1,007	188
水戸市	34,098	2,766	1,766	71	1	10,635	1,007	188
宇都宮市	34,098	2,766	1,766	71	1	10,635	1,007	188
津橋市	187	18	8	2	1	10,635	1,007	188
豐橋市	24,770	1,560	833	257	1	10,635	1,007	188
濱松市	108,333	3,667	2,733	1,733	1	10,635	1,007	188
熱海市	4,545	1,177	698	16	1	10,635	1,007	188
甲府市	3,098	1,179	533	19	1	10,635	1,007	188
甲府市	1,655	1,177	533	3	1	10,635	1,007	188
谷村町	2,335	874	6	8,255	1	10,635	1,007	188
大津市	73,055	4,833	4,333	4,004	1	10,635	1,007	188
長野市	73	383	6	2	1	10,635	1,007	188
上野市	13,038	1,890	479	1,78	1	10,635	1,007	188
上田市	3,67	29	3	1	1	10,635	1,007	188
松本市	2,67	364	3	260	1	10,635	1,007	188
上諏訪町	34,098	2,766	1,766	71	1	10,635	1,007	188
仙臺市	34,098	2,766	1,766	71	1	10,635	1,007	188
鹽釜市	5,545	1,177	698	16	1	10,635	1,007	188
福島市	9,651	1,179	533	19	1	10,635	1,007	188
若松市	1,655	1,177	533	3	1	10,635	1,007	188
郡山市	3,098	1,177	533	19	1	10,635	1,007	188
平山町	1,655	1,177	533	3	1	10,635	1,007	188
青森市	3,098	1,177	533	19	1	10,635	1,007	188

水道名	處理總件數	給水事務				其他	工事關係其他	備考
		開始	中止	廢止	所有權移轉違背者發見			
五所川原町	六九六件	一、八一	四〇	九〇〇	一	二、七三	六七	
山形市	四〇、八四	一、八一	四〇	九〇〇	一	二、七三	六七	
秋田市	二、九三	一、九三	一、九三	五三	八	四、四八	五、四四	
福井市	九、〇七	一、三六	七三	四四	七	二、七三	四、七四	
金澤市	三、〇四	一、三六	八	元	七	三	二、〇〇	
鳥取市	二、七二	一、七六	五〇	一、五七	四	三、二七	八、四三	
米子市	五、〇七	一、七六	五〇	一、五七	四	三、二七	八、四三	
松江市	二、七二	一、七六	五〇	一、五七	四	三、二七	八、四三	
岡山市	三、〇四	一、三六	七三	四四	七	二、七三	四、七四	
倉敷市	二、七二	一、七六	五〇	一、五七	四	三、二七	八、四三	
廣島市	三、〇四	一、三六	七三	四四	七	二、七三	四、七四	
尾道市	九、〇七	一、三六	七三	四四	七	二、七三	四、七四	
福山市	四、〇七	一、三六	七三	四四	七	二、七三	四、七四	
下關市	四、〇七	一、三六	七三	四四	七	二、七三	四、七四	
宇部市	一、〇七	一、〇七	一、〇七	一、〇七	一、〇七	一、〇七	一、〇七	
和歌山市	三、〇四	一、三六	七三	四四	七	二、七三	四、七四	
徳島市	三、八四	一、六三	二、五	一、七	五	四、四	一、七	
高松市	九、〇七	一、三六	七三	四四	七	二、七三	四、七四	
丸亀市	二、六六	一、七六	五〇	一、五七	四	三、二七	八、四三	
宇和島市	二、六六	一、七六	五〇	一、五七	四	三、二七	八、四三	
高知市	四、〇七	一、三六	七三	四四	七	二、七三	四、七四	
福岡市	二、七二	一、七六	五〇	一、五七	四	三、二七	八、四三	
門司市	二、七二	一、七六	五〇	一、五七	四	三、二七	八、四三	
久留米市	二、七二	一、七六	五〇	一、五七	四	三、二七	八、四三	
小倉市	二、七二	一、七六	五〇	一、五七	四	三、二七	八、四三	
若松市	二、七二	一、七六	五〇	一、五七	四	三、二七	八、四三	
大牟田市	二、七二	一、七六	五〇	一、五七	四	三、二七	八、四三	
飯塚市	二、七二	一、七六	五〇	一、五七	四	三、二七	八、四三	
別府市	二、七二	一、七六	五〇	一、五七	四	三、二七	八、四三	
佐賀市	二、七二	一、七六	五〇	一、五七	四	三、二七	八、四三	
熊本市	二、七二	一、七六	五〇	一、五七	四	三、二七	八、四三	
鹿兒島市	二、七二	一、七六	五〇	一、五七	四	三、二七	八、四三	
那覇市	二、七二	一、七六	五〇	一、五七	四	三、二七	八、四三	
京城府	九、〇七	一、三六	七三	四四	七	二、七三	四、七四	
仁川府	二、七二	一、七六	五〇	一、五七	四	三、二七	八、四三	

水道名	處理總件數	給水事務					其他	工事關係	備考
		開始	中止	廢止	給水裝置使用條例所有權移轉違背者發見	其他			
群山府	二,三三三	九七	八	七	三	三〇	二五三		
釜山府	九,七五四	三,一〇一	九	二八	二五	一五三	二五三		
平壤府	四,〇六六	五八七	三	一九	二	二二	一六六		
鎮南浦府	四,六二七	一,〇三三	五	五	二	四	四		
大邱府	七,九〇八	九九〇	五	五	二	二	二		
元山府	四,五五八	九六六	五	七	二	二	二		
大豐原町	二,七五八	一,五六八	一	一	一	一	一		
豐原町	六	一	一	一	一	一	一		
清州	一,三〇三	三六六	二	二	二	二	二		
公州	五九六	三三	一	一	一	一	一		
江州	三九	二	一	一	一	一	一		
全州	一〇	一	一	一	一	一	一		
木浦	一,四八九	二二	一	一	一	一	一		
光州	一,三二九	四	一	一	一	一	一		
浦項	九	一	一	一	一	一	一		
金泉	三九六	二	一	一	一	一	一		
晉州	一,六一	一	一	一	一	一	一		
鎮海	一〇,一〇一	二三八	二	二	二	二	二		
海州	三,七三	九	一	一	一	一	一		
新義州	三,七三	九	一	一	一	一	一		
義州	五,四六	三六〇	一	一	一	一	一		
春川	五二八	二六五	三	三	三	三	三		
平康	六二	五三	一	一	一	一	一		
咸興	一,二四七	四三	一	一	一	一	一		
清津	二,三六	八三	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇		
羅津	七二	三九	一	一	一	一	一		
咸興	四〇七	二九三	一	一	一	一	一		
會寧	四	三〇	一	一	一	一	一		
臺北	四,〇七	三,三七	三	三	三	三	三		
基隆	八,一四	五七八	三	三	三	三	三		
淡水	二,〇〇	一〇〇	一	一	一	一	一		
彰化	二,五三	七六	一	一	一	一	一		
彰化	二	一	一	一	一	一	一		
臺南	二,八四	七八	一	一	一	一	一		
嘉義	九,四三	二二	一	一	一	一	一		

水道名	處理總件數	給水事務				其他	工事關係	備考
		開始	中止	廢止	其他			
高 雄	五、四〇四	三、六	三、七	三、四	三、〇	六、九〇	二、七五五	
屏 東	一、三三四	一、九	九、六	二、八	一、三	四、〇	二、〇〇	
花 蓮 港	二、二〇〇	一、三	一、九	二、	四、	五、七三	一、二六六	
大 連	五、三三三	一、〇五	三、七	一、六	四、八	一、七三	一、〇〇	
旅 順	四、四三	四、九	四、〇	六、	二、	三、〇	三、〇〇	
金 州	三、七五	一、〇	三、	二、	一、	六、	一、〇〇	
荒 井 村	三、三三	八、三	一、	一、	三、七	一、	三、〇〇	
江 戶 村	二、三三	一、	一、	一、	一、	一、	三、〇〇	
町 村 組	四、九	一、	一、	一、	一、	一、	三、〇〇	
沙 河 口	五、四〇	一、	一、	一、	一、	一、	三、〇〇	
瓦 房 店	五、四〇	一、	一、	一、	一、	一、	三、〇〇	
熊 岳 城	九、	一、	一、	一、	一、	一、	三、〇〇	
蓋 平	三、七	一、	一、	一、	一、	一、	三、〇〇	
大 石 橋	八、六	一、	一、	一、	一、	一、	三、〇〇	
海 城	三、	一、	一、	一、	一、	一、	三、〇〇	
鞍 山	六、六三	一、	一、	一、	一、	一、	三、〇〇	
遼 陽	一、〇三	一、	一、	一、	一、	一、	三、〇〇	
蘇 家 屯	九、二六	一、	一、	一、	一、	一、	三、〇〇	
奉 天	九、二六	一、	一、	一、	一、	一、	三、〇〇	
鐵 嶺	八、六六	一、	一、	一、	一、	一、	三、〇〇	
開 原	一、七五	一、	一、	一、	一、	一、	三、〇〇	
四 平 街	九、九	一、	一、	一、	一、	一、	三、〇〇	
公 主 嶺	一、〇三	一、	一、	一、	一、	一、	三、〇〇	
橋 頭	一、〇	一、	一、	一、	一、	一、	三、〇〇	
長 春	六、六三	一、	一、	一、	一、	一、	三、〇〇	
本 溪 湖	五、五	一、	一、	一、	一、	一、	三、〇〇	
連 山 關	五、〇	一、	一、	一、	一、	一、	三、〇〇	
雞 冠 山	三、	一、	一、	一、	一、	一、	三、〇〇	
安 東	三、五二六	一、	一、	一、	一、	一、	三、〇〇	
撫 順	七、四二	一、	一、	一、	一、	一、	三、〇〇	
王 川	一、	一、	一、	一、	一、	一、	三、〇〇	
小 田 原	一、	一、	一、	一、	一、	一、	三、〇〇	
株 式 會 社	一、	一、	一、	一、	一、	一、	三、〇〇	
鐵 道 株式 會 社	一、	一、	一、	一、	一、	一、	三、〇〇	

第四 給水區域面積

昭和元年末現在

〔備考〕 給水區域ハ市町ニ在リテハ市、町全體、會社、組合等ニ在リテハ給水關係ノ市、町、村全體ノ地域

水道名	給水區域		内				備考
	總面積	面積	河川	溝渠	堤塘	公園墓地	
東京市	七九、一三三	三、八四	八、六四	一、八五	二、八六	二、八六	大正十五年一月現在ニヨル 〔調査シタル資料ナク 内譯不明〕
京都市	五九、五二〇	八、三三	一、〇〇	一、九三	一、六三	一、六三	
大阪市	一、七〇、七四四	六、五八	三、〇〇	八、五三	一、〇七	一、〇七	内譯不明
横濱市	三三、三三〇	六、五八	三、〇〇	八、五三	一、〇七	一、〇七	
神戸市	六三、三九一	五、〇二	三、〇〇	一、九三	一、六三	一、六三	内譯不明
名古屋	一、四八、四三三	一、九七	三、〇〇	二、七四	四、三九	四、三九	
小樽市	一、三三、〇一九	六、五八	一、七三	二、三九	一、六三	一、六三	内譯不明
函館市	五、六、五八	六、四九	一、八九	四、一三	六、六〇	三、九〇	
釧路市	七、八、七三	一〇、六三	九、四	七、三	一、九	四、二九	内譯不明
室蘭市	七、八、七三	一〇、六三	九、四	七、三	一、九	四、二九	
八王子市	七、八、七三	一〇、六三	九、四	七、三	一、九	四、二九	内譯不明
八王子市	七、八、七三	一〇、六三	九、四	七、三	一、九	四、二九	

水道名	給水區域		内				備考
	總面積	面積	河川	溝渠	堤塘	公園墓地	
青森市	四、六四	八、三	八、三	八、三	八、三	八、三	内譯不明
澁谷町	七、八、三	一、六	一、六	一、六	一、六	一、六	
目黒町	三〇、六三	一、六	一、六	一、六	一、六	一、六	内譯不明
峰山町	一、八、三〇	四、六	四、六	四、六	四、六	四、六	
堺市	一、六、七六	四、六	四、六	四、六	四、六	四、六	内譯不明
横須賀市	一、七、九七	九、七	九、七	九、七	九、七	九、七	
川崎市	七、七、七	八、六	八、六	八、六	八、六	八、六	内譯不明
尼崎	四、六、七九	二、三	二、三	二、三	二、三	二、三	
西宮市	四、六、七九	二、三	二、三	二、三	二、三	二、三	内譯不明
高砂市	三、九、七九	一、三	一、三	一、三	一、三	一、三	
長崎	三、九、七九	一、三	一、三	一、三	一、三	一、三	内譯不明
佐保市	一、七、二六	四、九	四、九	四、九	四、九	四、九	
新潟市	三、三、五〇	一、八	一、八	一、八	一、八	一、八	内譯不明
高岡市	七、三	七、三	七、三	七、三	七、三	七、三	
長岡市	四、五、五	七、三	七、三	七、三	七、三	七、三	内譯不明
前橋市	一、〇、八〇〇	一、〇、八〇〇	一、〇、八〇〇	一、〇、八〇〇	一、〇、八〇〇	一、〇、八〇〇	
沼田町	一、〇、八〇〇	一、〇、八〇〇	一、〇、八〇〇	一、〇、八〇〇	一、〇、八〇〇	一、〇、八〇〇	内譯不明
水戸市	一、〇、八〇〇	一、〇、八〇〇	一、〇、八〇〇	一、〇、八〇〇	一、〇、八〇〇	一、〇、八〇〇	

水道名	給水區域		河川		溝渠		公園		墓地		住宅地		山林原野		其他		備考
	アール	ハール	アール	ハール	アール	ハール	アール	ハール	アール	ハール	アール	ハール	アール	ハール	アール	ハール	
和歌山市	4,431	8,626	7,000	6,126	2,394	2,919	3,084	3,494	1,649	3,600	1,649	3,600	1,649	3,600	1,649	3,600	
徳島市	3,073	14,260	2,499	7,000	1,944	2,919	3,084	3,494	1,649	3,600	1,649	3,600	1,649	3,600	1,649	3,600	
高松市	9,599	2,499	2,499	2,499	5,455	2,499	5,455	2,499	3,621	3,084	3,084	3,084	3,084	3,084	3,084	3,084	
九尾市	1,215	8,633	2,888	2,888	1,944	1,944	1,944	1,944	3,621	3,084	3,084	3,084	3,084	3,084	3,084	3,084	
宇和島市	3,444	3,444	3,444	3,444	3,444	3,444	3,444	3,444	3,444	3,444	3,444	3,444	3,444	3,444	3,444	3,444	
高知市	3,583	不詳	不詳	不詳	1,300	1,300	1,300	1,300	3,084	3,084	3,084	3,084	3,084	3,084	3,084	3,084	
福岡市	3,214	8,144	2,684	6,779	5,763	7,437	3,521	3,521	3,521	3,521	3,521	3,521	3,521	3,521	3,521	3,521	
門司市	3,214	6,244	6,244	6,244	7,437	7,437	7,437	7,437	3,521	3,521	3,521	3,521	3,521	3,521	3,521	3,521	
久留米市	3,152	1,411	1,411	1,411	1,411	1,411	1,411	1,411	3,521	3,521	3,521	3,521	3,521	3,521	3,521	3,521	
小倉市	1,506	6,333	4,224	4,224	7,437	7,437	7,437	7,437	3,521	3,521	3,521	3,521	3,521	3,521	3,521	3,521	
若松市	7,533	1,844	3,688	3,688	1,411	1,411	1,411	1,411	3,521	3,521	3,521	3,521	3,521	3,521	3,521	3,521	
大牟田市	1,400	9,600	5,455	5,455	1,411	1,411	1,411	1,411	3,521	3,521	3,521	3,521	3,521	3,521	3,521	3,521	
飯塚町	4,000	不詳	不詳	不詳	1,411	1,411	1,411	1,411	3,521	3,521	3,521	3,521	3,521	3,521	3,521	3,521	
別府市	4,000	不詳	不詳	不詳	1,411	1,411	1,411	1,411	3,521	3,521	3,521	3,521	3,521	3,521	3,521	3,521	
佐賀市	4,000	不詳	不詳	不詳	1,411	1,411	1,411	1,411	3,521	3,521	3,521	3,521	3,521	3,521	3,521	3,521	
熊本市	3,583	3,583	3,583	3,583	3,583	3,583	3,583	3,583	3,583	3,583	3,583	3,583	3,583	3,583	3,583	3,583	
鹿兒島市	3,840	3,840	3,840	3,840	3,840	3,840	3,840	3,840	3,840	3,840	3,840	3,840	3,840	3,840	3,840	3,840	

水道名	給水區域		河川		溝渠		公園		墓地		住宅地		山林原野		其他		備考
	アール	ハール	アール	ハール	アール	ハール	アール	ハール	アール	ハール	アール	ハール	アール	ハール	アール	ハール	
那霸市	3,750	5,500	5,500	5,500	3,750	3,750	3,750	3,750	3,750	3,750	3,750	3,750	3,750	3,750	3,750	3,750	
京城市	6,097	5,500	5,500	5,500	4,800	4,800	4,800	4,800	3,750	3,750	3,750	3,750	3,750	3,750	3,750	3,750	
仁川府	3,100	5,500	5,500	5,500	3,100	3,100	3,100	3,100	3,750	3,750	3,750	3,750	3,750	3,750	3,750	3,750	
群山市	5,122	6,621	7,355	6,621	3,800	3,800	3,800	3,800	3,750	3,750	3,750	3,750	3,750	3,750	3,750	3,750	
釜山府	5,007	6,621	7,355	6,621	3,800	3,800	3,800	3,800	3,750	3,750	3,750	3,750	3,750	3,750	3,750	3,750	
平壤府	10,747	4,935	4,935	4,935	1,000	1,000	1,000	1,000	3,750	3,750	3,750	3,750	3,750	3,750	3,750	3,750	
鎮南浦府	7,345	4,935	4,935	4,935	1,000	1,000	1,000	1,000	3,750	3,750	3,750	3,750	3,750	3,750	3,750	3,750	
大邱府	7,345	4,935	4,935	4,935	1,000	1,000	1,000	1,000	3,750	3,750	3,750	3,750	3,750	3,750	3,750	3,750	
元山府	6,710	4,935	4,935	4,935	1,000	1,000	1,000	1,000	3,750	3,750	3,750	3,750	3,750	3,750	3,750	3,750	
豊原町	3,300	1,888	1,888	1,888	1,888	1,888	1,888	1,888	3,750	3,750	3,750	3,750	3,750	3,750	3,750	3,750	
大泊町	3,300	1,888	1,888	1,888	1,888	1,888	1,888	1,888	3,750	3,750	3,750	3,750	3,750	3,750	3,750	3,750	
清州府	3,300	1,888	1,888	1,888	1,888	1,888	1,888	1,888	3,750	3,750	3,750	3,750	3,750	3,750	3,750	3,750	
公州府	3,300	1,888	1,888	1,888	1,888	1,888	1,888	1,888	3,750	3,750	3,750	3,750	3,750	3,750	3,750	3,750	
江州府	3,300	1,888	1,888	1,888	1,888	1,888	1,888	1,888	3,750	3,750	3,750	3,750	3,750	3,750	3,750	3,750	
全州府	3,300	1,888	1,888	1,888	1,888	1,888	1,888	1,888	3,750	3,750	3,750	3,750	3,750	3,750	3,750	3,750	
全州府	3,300	1,888	1,888	1,888	1,888	1,888	1,888	1,888	3,750	3,750	3,750	3,750	3,750	3,750	3,750	3,750	
木浦府	3,300	1,888	1,888	1,888	1,888	1,888	1,888	1,888	3,750	3,750	3,750	3,750	3,750	3,750	3,750	3,750	
光州府	3,300	1,888	1,888	1,888	1,888	1,888	1,888	1,888	3,750	3,750	3,750	3,750	3,750	3,750	3,750	3,750	
浦項府	3,300	1,888	1,888	1,888	1,888	1,888	1,888	1,888	3,750	3,750	3,750	3,750	3,750	3,750	3,750	3,750	
金泉府	3,300	1,888	1,888	1,888	1,888	1,888	1,888	1,888	3,750	3,750	3,750	3,750	3,750	3,750	3,750	3,750	

水道名	給水區域							備考
	總面積	河川	溝渠	塘路	公園	墓地	宅地	
晉州	六,七二四	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇
鎮海	三三,八五六	三,四一〇	四,六八四	二〇〇	二〇〇	八七〇	九,〇〇〇	一,七〇六
統營	四三,三五六	一	一	一	一	一	一	一
海州	一九,九三三	一,六六八	調查中	一	一	一	一	一
新義州	三三,四六六	一三三	四,五二〇	一	一	一	一	一
義州	四,三七七	一四一	一七七	一	一	一	一	一
春川	一六九,六六九	二四九	七四四	一	一	一	一	一
平康	四六,六六七	五九	三,九六六	一	一	一	一	一
咸興	四,八〇,六〇〇	二五,六九〇	八三,四八一	一	一	一	一	一
清津	一四,五六九	五,〇三三	一,一五	一	一	一	一	一
羅南	一九,〇〇〇	一,五〇〇	二,五〇〇	一	一	一	一	一
會津	九,九三九	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳
臺北	一五,三三九	一	一	一	一	一	一	一
基隆	三九六,〇四六	八,四四一	四,五三三	一,七六四	二四〇	三,九〇〇	二〇,一八五	三,九〇〇
淡水	六三,二二六	二	三,五三三	一	一	一	一	一
臺中	四八,六六九	六八	六,四四五	一,〇〇〇	一	一	一	一
彰化	一五,三三二	一	六六	一,一六四	一	一	一	一
臺南	二九,三三六	一三	三,〇五七	一,四一〇	一	一	一	一
嘉義	四八,八三六	九	二,四二一	七九六	一	一	一	一
高雄	九八,六七四	七一九	一三,〇四四	一四,八九三	一	一	一	一
屏東	五七三,七五三	一	一	一	一	一	一	一
花蓮	一九,九〇〇	八二	一,三三二	一	一	一	一	一
大連	三二四,一四四	五九八	二〇,〇六八	三,五三四	一	一	一	一
旅順	六四,八五五	不詳	不詳	三,五九	一	一	一	一
金州	八二,二二二	六六二	三,六七一	一	一	一	一	一
荒井	八五,五三二	三,〇三三	四,四三三	一	一	一	一	一
玉水	六六,四七九	五,三九九	二,六二五	一	一	一	一	一
江村	一,一六六,三〇〇	一	一	一	一	一	一	一
町村	二,四四〇,三三三	一	一	一	一	一	一	一
沙河	一,一〇,一〇〇	一	一	一	一	一	一	一
瓦房店	四,四八,五五五	一	一	一	一	一	一	一
熊岳城	一,〇〇,〇〇〇	一	一	一	一	一	一	一
蓋平	一,〇〇,〇〇〇	一	一	一	一	一	一	一
大石橋	三,〇六六,五〇〇	一	一	一	一	一	一	一
海城	二,四八八,三三四	一	一	一	一	一	一	一
鞍山	七,四〇〇,〇〇〇	一	一	一	一	一	一	一
遼陽	六,〇〇〇,八五六	一	一	一	一	一	一	一

水道名	給水區域		内		野山林原		備考
	總面積	溝河渠堤塘路公園墓地宅地	野田畑	其他	其他	備考	
蘇家屯	二八三,〇〇〇	六,五八八	二,七四四	二,七四四	二,七四四		
奉天	七,〇三三,五六九	一,二五八	三,九四八	二,〇六六	三,五二六		
鐵嶺	六,三三三,三八八	三,九七九	二,九〇七	四七六,八三八	二,七九三,七四八		
開原	七,四四四,七五九	一,〇〇,〇〇〇	一八,一三五	三,五三三,七七八	二,九一九,六九二		
四平街	五,三三三,一八九	三,〇〇,〇〇〇	五,八八〇	八三三,七六四	一,五七五,五〇三		
公主嶺	六,六九九,三三三	一,八四〇	三,四七九	二,七四九,三〇二	一,八〇,五三〇		
橋頭	四,〇〇〇,〇〇〇	八〇八	一,八八七	二,九一,七六六	七四,八八九		
長春	五,〇五二,〇三六	四,三三三	九,〇〇九	二,〇〇,〇〇〇	一,七四五,〇七六		
本溪湖	一,三三三,三三八	三,〇〇九	一,三四九	四九,五五六	一五八,八七九		
連山關	四,五六〇,〇七	三,三三三	二,四八三	三,四〇,〇一九	三,六,四九九		
雞冠山	五,七二,〇三三	一,〇〇〇	一,六五〇	一一,五八〇	一,八三,三三四		
安東	一〇,二四七,七九九	四七,一四六	八,三二二	二,六六六,七六八	四,三三四,二四六		
撫順	六〇,一六三,七九八	八〇七,四八〇	二,七五三	一,五四,八四九	一,八三,三三四		
玉川會社	六六四,六六〇	六六四,六六〇					(内譯不明)

第五 給水普及率

昭和元年末現在

〔備考〕 一、給水區域ハ市、町ニ在リテハ市、町全體、會社、組合等ニ在リテハ給水關係ノ市、町、村全體ノ地域

二、道路延長中 △印ハ私道

水道名	給水區域内總戸口		給水戸口		同比較率	給水區域内道路延長	水管延長	同比較率	備考
	戸數	人口	戸數	人口					
東京市	四四九,七〇〇	二,〇八八,九〇〇	三六八,九〇二	一,四〇七,一四四	八〇	一,〇〇八,三六九	一,〇〇四,三九九	一〇四	給水普及率 二〇日計 二〇日計 二〇日計 二〇日計 二〇日計 二〇日計 二〇日計 二〇日計 二〇日計 二〇日計
京都市	一三三,三三三	六〇〇,〇〇〇	一〇九,五五二	五三三,七三三	八〇	八〇〇,〇〇〇	六七六,八八八	八四	
大阪市	—	二,一六六,六〇〇	三九七,〇〇〇	一,九七三,五三三	—	六四〇,三三三	一,三〇〇,八三三	—	
大阪市	九三,〇〇〇	四三三,六三三	八〇,三三六	三三三,三三三	八六	五五〇,三三三	五五〇,三三三	八六	
横濱市	一七五,一八四	六三三,一九六	一五九,六三二	五三三,三三三	七六	五二二,三三三	四四四,七三三	八五	
神戸市	一七五,三三三	六八七,三三三	七七,〇〇〇	四三三,八三三	四〇	二,四一六,五九二	四三三,三三三	一八	
名古屋	三三三,八三三	一,二六六,〇〇〇	二六,八三三	一五〇,八三三	六	一,五二,三三三	二一八,一三三	六	
函館市	—	—	—	—	—	—	—	—	
小樽市	—	—	—	—	—	—	—	—	
釧路市	—	—	—	—	—	—	—	—	

水道名	給水區域内總戶口	給水戶口	同上年比較 百分率	給水區域 延長	水管 延長	同上年比較 百分率	備考
室蘭市	10,433	5,133	77	7,733	3,556	70	
八王子市							
青梅町							
澁谷町	19,633	15,056	77	7,961	10,849	135	
目黒町	22,560	22,560	100	10,330	10,849	105	
峰山町	22,560	22,560	100	10,330	10,849	105	
横須賀市	24,799	22,000	90	18,000	4,651	60	
堺市	24,799	22,000	90	18,000	4,651	60	
川崎市	26,700	22,000	82	20,340	10,134	50	
尼崎	26,700	22,000	82	20,340	10,134	50	
西宮市	26,700	22,000	82	20,340	10,134	50	
高砂町	26,700	22,000	82	20,340	10,134	50	
長崎	26,700	22,000	82	20,340	10,134	50	
佐世保市	26,700	22,000	82	20,340	10,134	50	
新潟市	26,700	22,000	82	20,340	10,134	50	
高田市	26,700	22,000	82	20,340	10,134	50	
沼田町	26,700	22,000	82	20,340	10,134	50	
前橋市	26,700	22,000	82	20,340	10,134	50	
高崎	26,700	22,000	82	20,340	10,134	50	
宇都宮市	26,700	22,000	82	20,340	10,134	50	
水戸市	26,700	22,000	82	20,340	10,134	50	
津島市	26,700	22,000	82	20,340	10,134	50	
豊橋	26,700	22,000	82	20,340	10,134	50	
濱松市	26,700	22,000	82	20,340	10,134	50	
熱海市	26,700	22,000	82	20,340	10,134	50	
甲府市	26,700	22,000	82	20,340	10,134	50	
谷村町	26,700	22,000	82	20,340	10,134	50	
大津市	26,700	22,000	82	20,340	10,134	50	
長野市	26,700	22,000	82	20,340	10,134	50	
上野市	26,700	22,000	82	20,340	10,134	50	
松本市	26,700	22,000	82	20,340	10,134	50	
上諏訪市	26,700	22,000	82	20,340	10,134	50	
仙臺市	26,700	22,000	82	20,340	10,134	50	

給水戸數
二、二六
計中、二六
二、二六
△三、二六
計中、二六
二、二六
△三、二六

備考
給水區域内總戶口
給水戶口
延長
水管延長

水道名	給水區域内總戶口		給水戶口		同上年比較率	給水區域内延長	水管延長	同上年比較率	備考
	戶數	人口	戶數	人口					
鹽釜市	二,五〇〇	一三,五〇〇	二,〇〇〇	一三,〇〇〇	100	五,五七三	三,〇〇六	100	
福島市	七,六三三	四四,〇〇〇	四,八三三	三三,九二一	100	一〇,〇六〇	三,〇〇六	100	
郡山市	八,四四四	四四,六六六	五,三三三	二七,七七七	100	三〇,七六三	一八,九四四	100	
平山市	四,六三三	二五,四九九	三,三九九	一八,三三三	100	三,七九九	二〇,〇三三	100	
青森市	四,八三三	二七,〇〇〇	三,六六六	一七,九九九	100	四,九九九	七,三三三	100	
五所川原町	一〇,三三三	五九,二九九	四,六六六	二五,九九九	100	八,九九九	五,九九九	100	
山形市	一四,六六六	六〇,六六六	六,六六六	二五,九九九	100	九,九九九	六,九九九	100	
秋田市	一四,六六六	六〇,六六六	六,六六六	二五,九九九	100	九,九九九	六,九九九	100	
福井市	七,〇〇〇	三六,七七七	五,九九九	二五,九九九	100	六,九九九	四,九九九	100	
金澤市	七,〇〇〇	三六,七七七	五,九九九	二五,九九九	100	六,九九九	四,九九九	100	
鳥取市	六,六六六	三二,九九九	二,九九九	一〇,九九九	100	七,九九九	三,九九九	100	
米子市	九,九九九	四三,九九九	八,九九九	三九,九九九	100	七,九九九	五,九九九	100	
松江市	三,三三三	一五,九九九	三,三三三	一五,九九九	100	四,九九九	二,九九九	100	
岡山市	三,三三三	一五,九九九	三,三三三	一五,九九九	100	四,九九九	二,九九九	100	
倉敷町	三,三三三	一五,九九九	三,三三三	一五,九九九	100	四,九九九	二,九九九	100	
廣島市	五,一六七	二〇,五七九	四,五七九	一八,七四四	100	三,七六一	二,四四八	100	
吳市	六,四六六	二五,九九九	三,九九九	一六,九九九	100	七,九九九	三,九九九	100	
尾道市	七,四六六	三〇,九九九	一,九九九	八,九九九	100	一〇,九九九	四,九九九	100	
福山市	一八,七三三	八四,九九九	一五,九九九	六六,九九九	100	二五,九九九	一五,九九九	100	
下關市	二五,九九九	一〇〇,九九九	一五,九九九	六六,九九九	100	三〇,九九九	一五,九九九	100	
宇部市	二五,九九九	一〇〇,九九九	一五,九九九	六六,九九九	100	三〇,九九九	一五,九九九	100	
和歌山市	二五,九九九	一〇〇,九九九	一五,九九九	六六,九九九	100	三〇,九九九	一五,九九九	100	
徳島市	二五,九九九	一〇〇,九九九	一五,九九九	六六,九九九	100	三〇,九九九	一五,九九九	100	
高松市	二五,九九九	一〇〇,九九九	一五,九九九	六六,九九九	100	三〇,九九九	一五,九九九	100	
丸亀市	二五,九九九	一〇〇,九九九	一五,九九九	六六,九九九	100	三〇,九九九	一五,九九九	100	
宇和島市	二五,九九九	一〇〇,九九九	一五,九九九	六六,九九九	100	三〇,九九九	一五,九九九	100	
高知市	二五,九九九	一〇〇,九九九	一五,九九九	六六,九九九	100	三〇,九九九	一五,九九九	100	
福岡市	二五,九九九	一〇〇,九九九	一五,九九九	六六,九九九	100	三〇,九九九	一五,九九九	100	
門司市	二五,九九九	一〇〇,九九九	一五,九九九	六六,九九九	100	三〇,九九九	一五,九九九	100	
久留米市	二五,九九九	一〇〇,九九九	一五,九九九	六六,九九九	100	三〇,九九九	一五,九九九	100	
小倉市	二五,九九九	一〇〇,九九九	一五,九九九	六六,九九九	100	三〇,九九九	一五,九九九	100	
若松市	二五,九九九	一〇〇,九九九	一五,九九九	六六,九九九	100	三〇,九九九	一五,九九九	100	
大牟田市	二五,九九九	一〇〇,九九九	一五,九九九	六六,九九九	100	三〇,九九九	一五,九九九	100	
飯塚町	二五,九九九	一〇〇,九九九	一五,九九九	六六,九九九	100	三〇,九九九	一五,九九九	100	

給水人口に、陸軍及刑務所、工場、学校、生徒、社員、等を含む

水道名	戶數	人口	給水戶數	給水人口	同上年比較率	給水區域內延長	水管延長	同上年比較率	備考
別府市	七七一	三六,四二二	五,八四二	二七,四七七	七	一七,一四七	二九,〇八八	一七〇	
佐賀市	八,一七九	四三,四〇七	五,一七四	二八,四七九	六	—	四八,六四八	—	
熊本市	二七,一五七	一五〇,〇七九	七,四四五	六四,三二〇	四	—	三三,二一七	—	
鹿兒島市	二四,九六六	一三六,五六八	—	八八,〇〇〇	四	—	三三,三九七	—	
那霸市	—	—	—	—	—	—	—	—	
京城府	六六,八三三	三〇六,三三三	三,四〇六	一四,一六八	四	—	四九,一三三	—	
仁川府	二一,九〇七	一〇〇,七三三	四,九〇九	二二,〇九三	四	—	四二,六三六	—	
群山市	五,一〇七	二二,九三七	二,六九五	一〇,三三四	四	—	六,八〇〇	—	
釜山府	三三,七三九	一〇〇,三三三	九,〇七九	四三,三八〇	四	—	一五,九三三	—	
平壤府	三七,八〇八	一四一,三三一	一六,八七九	七,一七三	六	—	二二,七〇〇	—	
鎮南浦府	六,八三三	二六,九六八	三,三三九	一四,八三二	五	—	四,一五九	—	
大邱府	一七,九七九	七三,三三三	四,三三三	二九,〇九八	三	—	一〇,三三三	—	
元山府	七,一七七	三三,四四四	二,六九五	一三,一六二	三	—	一八,六三三	—	
豐原町	—	—	—	—	—	—	—	—	
大泊町	—	—	—	—	—	—	—	—	
公州	—	—	—	—	—	—	—	—	
江景	二,一六一	一〇,七五〇	八六五	四,四二二	三	—	三,二七一	—	
全浦	五,二二四	二七,五三三	八七三	一七,〇二二	三	—	三,〇〇〇	—	
木浦	五,〇〇九	二四,一〇一	八五六	一〇,三三八	三	—	三,二八七	—	
光州	二,一八八	九,三六八	一,〇三三	五,二二九	三	—	一,三三三	—	
浦項	二,八九五	一三,三三三	二,六九九	一,二二二	三	—	一,八八四	—	
金州	四,〇〇九	一八,〇〇〇	三,九九八	三,九九八	三	—	四,四九三	—	
晉州	三,〇〇九	一三,三三三	一,六六六	五,〇〇〇	三	—	一,四六六	—	
鎮海	三,〇〇九	一三,三三三	一,六六六	五,〇〇〇	三	—	一,四六六	—	
統營	四,八二二	一七,〇〇〇	二,三三三	四,二二二	三	—	一,〇〇〇	—	
海州	五,六三三	二二,八八八	一,七九九	五,三三三	三	—	一,〇〇〇	—	
新義州	一,九二二	八,九九九	一,三三三	三,三三三	三	—	—	—	
義州	一,四二二	六,九九九	一,三三三	三,三三三	三	—	—	—	
春川	一,四二二	六,九九九	一,三三三	三,三三三	三	—	—	—	
平康	一,四二二	六,九九九	一,三三三	三,三三三	三	—	—	—	
咸興	一,四二二	六,九九九	一,三三三	三,三三三	三	—	—	—	
清津	六,〇〇〇	二二,九九九	四,〇〇〇	九,九九九	三	—	—	—	
羅津	二,六七七	一〇,九九九	一,五五五	四,九九九	三	—	—	—	
羅南	二,六七七	一〇,九九九	一,五五五	四,九九九	三	—	—	—	
會寧	三,〇〇〇	一二,九九九	一,五五五	四,九九九	三	—	—	—	

1311

1310

給水人口中、
學校、
人員、
除

水道名	給水區域內總戶口		給水戶口		同百分比	給水區域內延長	水管延長	同百分比	備考
	戶數	人口	戶數	人口					
臺北	三,七三三	一四〇,三三三	二,二六七	一五五,三三三	四	一四一,三三三	一〇六,七四三	七	
基隆	一四,四四五	六〇,四五五	六,〇〇〇	二七,七〇〇	四	四三,四三三	四一,五九八	九	
淡水	一,三三五	八,〇三八	一,四七〇	五,八〇〇	九	六,七〇〇	八,三三三	三	
臺中	八,一六五	三三,六四九	三,二〇五	一六,〇〇五	四	三,九〇〇	三三,七二二	七	
彰化	四,五三七	二二,五〇〇	一,九〇〇	五,七二二	四	二,四八九	一八,〇〇〇	六	
臺南	三〇,六八八	八四,九二六	五,四三三	二八,〇三三	六	八,〇三三	四,四三七	五	
嘉義	一〇,五九九	四六,九九六	三,六七三	一八,五〇〇	三	三,三三三	三,三三三	一〇	
高雄	八,八九九	三七,七七七	三,〇九七	一三,九七七	三	△一,八三三	二,〇〇〇	八	
屏東	六,〇〇一	二八,〇二七	一,四三三	六,六六一	三	一,八三三	一,四三七	九	
花蓮	二,三三三	八,八八七	一,二六八	五,七五〇	五	一,三六八	一,〇二八	七	
大連	三,四〇六	一八,八八三	二,九二七	一四,四七九	八	一,九七〇	一,五九一	九	
旅順	五,〇〇九	三三,七〇〇	二,九三三	一四,七八二	五	六,九五六	五,〇八九	七	
金州	三,六一一	一七,三六六	四七三	二,三三〇	一	五,三〇〇	八,七三三	一	
荒井	一	一	一	一	一	一	一	一	
玉水	一	一	一	一	一	一	一	一	
川上	一	一	一	一	一	一	一	一	
江村	一	一	一	一	一	一	一	一	
町組	一	一	一	一	一	一	一	一	
瓦房店	一,二二九	四,七〇〇	五五五	二,四三三	四	一,〇〇〇	一,七二二	八	
熊岳城	三,七七七	一,一八七	二,一五二	一,一五二	六	八,三三三	五,二七六	六	
蓋平	五八	二八七	五八	二八七	一〇〇	一,七五五	一,三九二	七	
大石橋	七五七	三,四九九	四七一	一,五九五	六	二,三八九	六,四七九	五	
海城	一,九三三	一,〇〇六	九三	三三三	四	六,四〇〇	一,五〇〇	二	
鞍山	二,四五一	一,二二三	一,五三七	六,〇〇〇	三	四,八八八	三,二二二	七	
遼陽	二,〇〇〇	九,六四七	一,九三三	七,三三三	九	三,〇〇〇	二,三三三	七	
蘇家屯	二二五	九,九三三	一五三	六二二	六	八〇〇	七二二	八	
奉天	六,九二四	三,六三三	五,八〇〇	三,七四三	八	六,九〇八	六,〇九九	六	
鐵嶺	一,五三六	五,一〇六	一,五三六	五,一〇六	一〇〇	九,〇〇〇	一,九〇〇	三	
開原	四,八六一	三,三三三	一,四三三	一〇,一八三	三	七,八九三	二,二二二	七	
四平街	三,三三三	二,七三三	一,四七六	七,七四九	四	一,七二四	一,七〇〇	九	
公主嶺	一,五〇〇	九,〇七七	九八八	五,八〇六	六	一,五〇〇	一,九三三	一	
橋頭	二二九	七六八	二二八	七三三	九	三,二二二	四,〇〇〇	三	
長春	五,三三三	二六,七三三	三,八九九	一八,九二二	七	五,五九九	四,八二二	九	
本湖	八六五	七,一五五	八六五	七,一五五	一〇〇	七,五九〇	八,九〇三	二	
連山關	一七九	五五五	一七九	五五五	一〇〇	二,二二二	一,三三三	八	
雞冠山	二四九	一,一三三	二四九	八七七	六	四,〇三三	二,五六八	六	
安東	二,一七九	四九,九二〇	四七三	二,二八八	一	三,六九九	四,六六六	三	
煙臺	三三	二二九	三三	二二九	一〇〇	一	一,七〇九	一	

水道名	給水区内總戶口		給水戶口		同 上 比 較		給水區 延長	水管 延長	同 上 比 較		備 考
	戶數	人口	戶數	人口	戶數	人口			率	百分	
玉川撫順 株式會社	八〇五二	六三、九六	四、五〇〇	二二、〇〇〇	五	三	二六、六四	一	一	一	
小田原電氣 株式會社	一〇〇	四、〇〇〇	四、九七〇	二二、〇〇〇	一	一	一、九七〇	一	一	一	
鐵道株式會社											

第六 給水狀況 (其二) 給水栓戸口増加率(最近十年)各年末現在

備考
 一 給水栓数ハ獨立ノ番號ヲ有スル本栓数(消火栓ヲ含ム)ノ總計トシテ支給ハ計上セム
 二 給水開始後十年ニ滿タサルモノハ給水開始後ノ年次ニ依ル
 三 増加率欄ノ△印ハ減少ヲ示ス

水道名	行番號	大正五年	大正六年	大正七年	大正八年	大正九年	大正十年
東京市	(1)	1,660,000	1,700,000	1,750,000	1,800,000	1,850,000	1,900,000
大阪市	(2)	1,500,000	1,550,000	1,600,000	1,650,000	1,700,000	1,750,000
神戸市	(3)	1,200,000	1,250,000	1,300,000	1,350,000	1,400,000	1,450,000
横濱市	(4)	1,100,000	1,150,000	1,200,000	1,250,000	1,300,000	1,350,000
名古屋市	(5)	1,000,000	1,050,000	1,100,000	1,150,000	1,200,000	1,250,000
京都市	(6)	900,000	950,000	1,000,000	1,050,000	1,100,000	1,150,000
神戶市	(7)	800,000	850,000	900,000	950,000	1,000,000	1,050,000
大阪府	(8)	700,000	750,000	800,000	850,000	900,000	950,000
京都府	(9)	600,000	650,000	700,000	750,000	800,000	850,000
兵庫県	(10)	500,000	550,000	600,000	650,000	700,000	750,000
愛知県	(11)	400,000	450,000	500,000	550,000	600,000	650,000
岐阜県	(12)	300,000	350,000	400,000	450,000	500,000	550,000
静岡県	(13)	200,000	250,000	300,000	350,000	400,000	450,000
山梨県	(14)	150,000	180,000	210,000	240,000	270,000	300,000
長野県	(15)	100,000	120,000	140,000	160,000	180,000	200,000
新潟県	(16)	80,000	95,000	110,000	125,000	140,000	155,000
富山県	(17)	60,000	70,000	80,000	90,000	100,000	110,000
石川県	(18)	40,000	45,000	50,000	55,000	60,000	65,000
福井県	(19)	30,000	35,000	40,000	45,000	50,000	55,000
山梨県	(20)	20,000	25,000	30,000	35,000	40,000	45,000
長野県	(21)	15,000	18,000	21,000	24,000	27,000	30,000
新潟県	(22)	10,000	12,000	14,000	16,000	18,000	20,000
富山県	(23)	8,000	9,500	11,000	12,500	14,000	15,500
石川県	(24)	6,000	7,000	8,000	9,000	10,000	11,000
福井県	(25)	4,000	4,500	5,000	5,500	6,000	6,500
山梨県	(26)	3,000	3,500	4,000	4,500	5,000	5,500
長野県	(27)	2,000	2,500	3,000	3,500	4,000	4,500
新潟県	(28)	1,500	1,800	2,100	2,400	2,700	3,000
富山県	(29)	1,000	1,200	1,400	1,600	1,800	2,000
石川県	(30)	800	900	1,000	1,100	1,200	1,300
福井県	(31)	600	700	800	900	1,000	1,100
山梨県	(32)	400	500	600	700	800	900
長野県	(33)	300	350	400	450	500	550
新潟県	(34)	200	250	300	350	400	450
富山県	(35)	150	180	210	240	270	300
石川県	(36)	100	120	140	160	180	200
福井県	(37)	80	95	110	125	140	155
山梨県	(38)	60	70	80	90	100	110
長野県	(39)	40	45	50	55	60	65
新潟県	(40)	30	35	40	45	50	55
富山県	(41)	20	25	30	35	40	45
石川県	(42)	15	18	21	24	27	30
福井県	(43)	10	12	14	16	18	20
山梨県	(44)	8	9.5	11	12.5	14	15.5
長野県	(45)	6	7	8	9	10	11
新潟県	(46)	4	4.5	5	5.5	6	6.5
富山県	(47)	3	3.5	4	4.5	5	5.5
石川県	(48)	2	2.5	3	3.5	4	4.5
福井県	(49)	1.5	1.8	2.1	2.4	2.7	3
山梨県	(50)	1	1.2	1.4	1.6	1.8	2
長野県	(51)	0.8	0.95	1.1	1.25	1.4	1.55
新潟県	(52)	0.6	0.7	0.8	0.9	1.0	1.1
富山県	(53)	0.4	0.45	0.5	0.55	0.6	0.65
石川県	(54)	0.3	0.35	0.4	0.45	0.5	0.55
福井県	(55)	0.2	0.25	0.3	0.35	0.4	0.45
山梨県	(56)	0.15	0.18	0.21	0.24	0.27	0.3
長野県	(57)	0.1	0.12	0.14	0.16	0.18	0.2
新潟県	(58)	0.08	0.095	0.11	0.125	0.14	0.155
富山県	(59)	0.06	0.07	0.08	0.09	0.1	0.11
石川県	(60)	0.04	0.045	0.05	0.055	0.06	0.065
福井県	(61)	0.03	0.035	0.04	0.045	0.05	0.055
山梨県	(62)	0.02	0.025	0.03	0.035	0.04	0.045
長野県	(63)	0.015	0.018	0.021	0.024	0.027	0.03
新潟県	(64)	0.01	0.012	0.014	0.016	0.018	0.02
富山県	(65)	0.008	0.0095	0.011	0.0125	0.014	0.0155
石川県	(66)	0.006	0.007	0.008	0.009	0.01	0.011
福井県	(67)	0.004	0.0045	0.005	0.0055	0.006	0.0065
山梨県	(68)	0.003	0.0035	0.004	0.0045	0.005	0.0055
長野県	(69)	0.002	0.0025	0.003	0.0035	0.004	0.0045
新潟県	(70)	0.0015	0.0018	0.0021	0.0024	0.0027	0.003
富山県	(71)	0.001	0.0012	0.0014	0.0016	0.0018	0.002
石川県	(72)	0.0008	0.00095	0.0011	0.00125	0.0014	0.00155
福井県	(73)	0.0006	0.0007	0.0008	0.0009	0.001	0.0011
山梨県	(74)	0.0004	0.00045	0.0005	0.00055	0.0006	0.00065
長野県	(75)	0.0003	0.00035	0.0004	0.00045	0.0005	0.00055
新潟県	(76)	0.0002	0.00025	0.0003	0.00035	0.0004	0.00045
富山県	(77)	0.00015	0.00018	0.00021	0.00024	0.00027	0.0003
石川県	(78)	0.0001	0.00012	0.00014	0.00016	0.00018	0.0002
福井県	(79)	0.00008	0.000095	0.00011	0.000125	0.00014	0.000155
山梨県	(80)	0.00006	0.00007	0.00008	0.00009	0.0001	0.00011
長野県	(81)	0.00004	0.000045	0.00005	0.000055	0.00006	0.000065
新潟県	(82)	0.00003	0.000035	0.00004	0.000045	0.00005	0.000055
富山県	(83)	0.00002	0.000025	0.00003	0.000035	0.00004	0.000045
石川県	(84)	0.000015	0.000018	0.000021	0.000024	0.000027	0.00003
福井県	(85)	0.00001	0.000012	0.000014	0.000016	0.000018	0.00002
山梨県	(86)	0.000008	0.0000095	0.000011	0.0000125	0.000014	0.0000155
長野県	(87)	0.000006	0.000007	0.000008	0.000009	0.00001	0.000011
新潟県	(88)	0.000004	0.0000045	0.000005	0.0000055	0.000006	0.0000065
富山県	(89)	0.000003	0.0000035	0.000004	0.0000045	0.000005	0.0000055
石川県	(90)	0.000002	0.0000025	0.000003	0.0000035	0.000004	0.0000045
福井県	(91)	0.0000015	0.0000018	0.0000021	0.0000024	0.0000027	0.000003
山梨県	(92)	0.000001	0.0000012	0.0000014	0.0000016	0.0000018	0.000002
長野県	(93)	0.0000008	0.00000095	0.0000011	0.00000125	0.0000014	0.00000155
新潟県	(94)	0.0000006	0.0000007	0.0000008	0.0000009	0.000001	0.0000011
富山県	(95)	0.0000004	0.00000045	0.0000005	0.00000055	0.0000006	0.00000065
石川県	(96)	0.0000003	0.00000035	0.0000004	0.00000045	0.0000005	0.00000055
福井県	(97)	0.0000002	0.00000025	0.0000003	0.00000035	0.0000004	0.00000045
山梨県	(98)	0.00000015	0.00000018	0.00000021	0.00000024	0.00000027	0.0000003
長野県	(99)	0.0000001	0.00000012	0.00000014	0.00000016	0.00000018	0.0000002
新潟県	(100)	0.00000008	0.000000095	0.00000011	0.000000125	0.00000014	0.000000155

11-1	11-2	11-3	11-4	11-5	11-6	11-7	11-8	11-9	11-10	11-11	11-12	11-13	11-14	11-15	11-16	11-17	11-18	11-19	11-20	11-21	11-22	11-23	11-24	11-25	11-26	11-27	11-28	11-29	11-30	11-31	11-32	11-33	11-34	11-35	11-36	11-37	11-38	11-39	11-40	11-41	11-42	11-43	11-44	11-45	11-46	11-47	11-48	11-49	11-50	11-51	11-52	11-53	11-54	11-55	11-56	11-57	11-58	11-59	11-60	11-61	11-62	11-63	11-64	11-65	11-66	11-67	11-68	11-69	11-70	11-71	11-72	11-73	11-74	11-75	11-76	11-77	11-78	11-79	11-80	11-81	11-82	11-83	11-84	11-85	11-86	11-87	11-88	11-89	11-90	11-91	11-92	11-93	11-94	11-95	11-96	11-97	11-98	11-99	11-100
11-101	11-102	11-103	11-104	11-105	11-106	11-107	11-108	11-109	11-110	11-111	11-112	11-113	11-114	11-115	11-116	11-117	11-118	11-119	11-120	11-121	11-122	11-123	11-124	11-125	11-126	11-127	11-128	11-129	11-130	11-131	11-132	11-133	11-134	11-135	11-136	11-137	11-138	11-139	11-140	11-141	11-142	11-143	11-144	11-145	11-146	11-147	11-148	11-149	11-150	11-151	11-152	11-153	11-154	11-155	11-156	11-157	11-158	11-159	11-160	11-161	11-162	11-163	11-164	11-165	11-166	11-167	11-168	11-169	11-170	11-171	11-172	11-173	11-174	11-175	11-176	11-177	11-178	11-179	11-180	11-181	11-182	11-183	11-184	11-185	11-186	11-187	11-188	11-189	11-190	11-191	11-192	11-193	11-194	11-195	11-196	11-197	11-198	11-199	11-200
11-201	11-202	11-203	11-204	11-205	11-206	11-207	11-208	11-209	11-210	11-211	11-212	11-213	11-214	11-215	11-216	11-217	11-218	11-219	11-220	11-221	11-222	11-223	11-224	11-225	11-226	11-227	11-228	11-229	11-230	11-231	11-232	11-233	11-234	11-235	11-236	11-237	11-238	11-239	11-240	11-241	11-242	11-243	11-244	11-245	11-246	11-247	11-248	11-249	11-250	11-251	11-252	11-253	11-254	11-255	11-256	11-257	11-258	11-259	11-260	11-261	11-262	11-263	11-264	11-265	11-266	11-267	11-268	11-269	11-270	11-271	11-272	11-273	11-274	11-275	11-276	11-277	11-278	11-279	11-280	11-281	11-282	11-283	11-284	11-285	11-286	11-287	11-288	11-289	11-290	11-291	11-292	11-293	11-294	11-295	11-296	11-297	11-298	11-299	11-300
11-301	11-302	11-303	11-304	11-305	11-306	11-307	11-308	11-309	11-310	11-311	11-312	11-313	11-314	11-315	11-316	11-317	11-318	11-319	11-320	11-321	11-322	11-323	11-324	11-325	11-326	11-327	11-328	11-329	11-330	11-331	11-332	11-333	11-334	11-335	11-336	11-337	11-338	11-339	11-340	11-341	11-342	11-343	11-344	11-345	11-346	11-347	11-348	11-349	11-350	11-351	11-352	11-353	11-354	11-355	11-356	11-357	11-358	11-359	11-360	11-361	11-362	11-363	11-364	11-365	11-366	11-367	11-368	11-369	11-370	11-371	11-372	11-373	11-374	11-375	11-376	11-377	11-378	11-379	11-380	11-381	11-382	11-383	11-384	11-385	11-386	11-387	11-388	11-389	11-390	11-391	11-392	11-393	11-394	11-395	11-396	11-397	11-398	11-399	11-400
11-401	11-402	11-403	11-404	11-405	11-406	11-407	11-408	11-409	11-410	11-411	11-412	11-413	11-414	11-415	11-416	11-417	11-418	11-419	11-420	11-421	11-422	11-423	11-424	11-425	11-426	11-427	11-428	11-429	11-430	11-431	11-432	11-433	11-434	11-435	11-436	11-437	11-438	11-439	11-440	11-441	11-442	11-443	11-444	11-445	11-446	11-447	11-448	11-449	11-450	11-451	11-452	11-453	11-454	11-455	11-456	11-457	11-458	11-459	11-460	11-461	11-462	11-463	11-464	11-465	11-466	11-467	11-468	11-469	11-470	11-471	11-472	11-473	11-474	11-475	11-476	11-477	11-478	11-479	11-480	11-481	11-482	11-483	11-484	11-485	11-486	11-487	11-488	11-489	11-490	11-491	11-492	11-493	11-494	11-495	11-496	11-497	11-498	11-499	11-500

行番號 備考

戶數本位ニ付給水人口不明

昭利元年ノ増加率ノ多キハ田鳥町ヲ給水區域ニ編入ノ結果

大正十二年五月一日ヨリ給水開始

大正十四年四月ヨリ給水開始
脚團兵營人口ヲ除キタルモノ

大正十二年三月給水開始
大正十二年九月ヨリ給水開始

大正十四年五月給水開始
大正十年十一月ヨリ給水開始

大正十五年四月一日給水開始
大正十二年六月給水開始

大正十五年八月給水開始
大正十四年五月給水開始

市外給水ヲ含ム
大正十年十月ヨリ給水開始

大正十五年十一月ヨリ給水開始
大正十五年十一月ヨリ給水開始

Main data table with columns for years (大正十一年 to 昭和元年) and rows for various categories (C1 to C100). Each cell contains numerical data representing population or water supply statistics.

第八水 量

(其二) 最大、最少、平均水量

昭和十五年 中

〔備考〕 配水總量卜計量給水量卜比較ハ全部計量制實施ノ箇所ニ限り記載ス

水道名	配水		一日最大配水量		一日最少配水量		一日平均 使用水量	一日平均 一人一日 使用水量	一日最大 計量給水量	備考
	總量	月日	水量	月日	水量	水量				
東京市	二六、 一八、四五三	八月十四日	四〇、七〇〇	一月二日	三六、二九三	三、八三三	一、五七	二〇七	一、八七、三三三	神戶市ノ 平均日 一人ノ 及及 使用水 量最
京都市	三三、九六、七〇	七月二十三日	八、八九九	一月一日	三、八〇〇	三、九六三	九	一、六二、三三三	一、八七、三三三	神戶市ノ 平均日 一人ノ 及及 使用水 量最
大阪市	九、七、五	八月十一日	三〇、九九九	一月一日	一、七、三九九	三、七九九	一、三六	一、八七、三三三	一、八七、三三三	神戶市ノ 平均日 一人ノ 及及 使用水 量最
横濱市	三六、四〇、七二	八月五日	一〇、〇七三	十二月十六日	五、〇七四	七、八六八	三〇	三、六六	一、八七、三三三	神戶市ノ 平均日 一人ノ 及及 使用水 量最
神戸市	三、七、九	八月十三日	二、四、八二	一月二日	四、六四	七、〇〇五	七、四〇	一、五三、七、四、五、六〇	一、八七、三三三	神戶市ノ 平均日 一人ノ 及及 使用水 量最
名古屋市	一四、八、〇	八月十三日	五、七、四八	一月一日	二、八、五三	四、〇、三三	九	二、七、三、八、四、三、三	一、八七、三三三	神戶市ノ 平均日 一人ノ 及及 使用水 量最
函館市	九、二、四、六、三	八月二十四日	二、九、六〇	一月七日	一、八、六〇	三、三三	一、五〇	一、七、五	一、八七、三三三	神戶市ノ 平均日 一人ノ 及及 使用水 量最
小樽市	七、〇、一、八、三	十二月十日	二、五、四八	一月二日	一、三、九六	一、九、三、四、八	一、四二	一、八三	一、八七、三三三	神戶市ノ 平均日 一人ノ 及及 使用水 量最
釧路市										神戶市ノ 平均日 一人ノ 及及 使用水 量最
室蘭市										神戶市ノ 平均日 一人ノ 及及 使用水 量最

水道名	配水量	一日最大配水量	一日最少配水量	一日平均使用水量	一日一人平均使用水量	一日一人最大使用水量	計量給水量	備考
前橋市	3,453,291	7月23日	1月1日	7,680	19	249		
沼田町								
水戸市								
宇都宮市								
奈良市								
津市								
豊橋市								
濱松市								
熱海市								
甲府市								
谷村町								
大津市								
長野市								
上田市								
松本市								
上諏訪町								
仙臺市								

セノ多...
ル水...
力...
ナ...
リ...

水道名	配水量	一日最大配水量	一日最少配水量	一日平均使用水量	一日一人平均使用水量	一日一人最大使用水量	計量給水量	備考
八王子市	4,353,855	8月14日	1月1日	5,341	19	16		
青梅町	1,919			508				
澁谷町	7,588,888	8月18日	2月2日	2,097	110	144		
目黒町	3,068,666	8月10日	1月4日	5,631	100	144		
峰山町	2,255,766	8月1日	1月8日	3,777	100	144		
横須賀市	2,199,966	7月22日	1月1日	3,575	100	144		
川崎市	1,066,633	8月10日	1月4日	2,100	100	144		
西宮市	7,833,333	8月14日	1月1日	1,010	100	144		
高砂町	7,833,333	8月19日	1月3日	1,237	100	144		
長崎保市	1,833,333	8月8日	2月11日	4,383	100	144		
新潟市	2,377,777	7月17日	1月1日	3,944	100	144		
高岡市	3,333,333	9月22日	1月15日	800	100	144		
長岡市	2,888,888	8月1日	1月1日	6,000	100	144		

含ノ...
ヨシ...
ニル...

水道名	配水量		一日最大配水量		一日最少配水量		一日平均 使用水量 リットル	一日平均 一人一日 使用水量 リットル	一日最大 計量給水量 リットル	備考	
	總量	月日	水量	月日	水量	月日					
鹽釜市	5,780	八月一日	2,430	七月二十日	1,000	八月一日	1,550	230	180	5,780	
福島市	1,430	八月四日	5,400	一月二十日	2,100	八月一日	3,900	210	160	1,430	
若松市	2,500	八月十九日	8,320	二月十七日	2,640	八月一日	5,650	220	270	2,500	
郡山市	5,600	七月十五日	2,350	二月二十七日	780	八月一日	1,430	60	270	5,600	
平山市	3,080	七月十五日	2,050	六月二十八日	6,550	八月一日	8,330	130	270	3,080	
青森市	3,080	七月十五日	2,050	六月二十八日	6,550	八月一日	8,330	130	270	3,080	
五所川原町	1,260	七月十七日	4,780	三月十日	2,550	八月一日	3,460	60	100	1,260	
山形市	1,260	七月十七日	4,780	三月十日	2,550	八月一日	3,460	60	100	1,260	
秋田市	1,260	七月十七日	4,780	三月十日	2,550	八月一日	3,460	60	100	1,260	
福井市	1,260	七月十七日	4,780	三月十日	2,550	八月一日	3,460	60	100	1,260	
金澤市	1,260	七月十七日	4,780	三月十日	2,550	八月一日	3,460	60	100	1,260	
鳥取市	1,260	七月十七日	4,780	三月十日	2,550	八月一日	3,460	60	100	1,260	
米子市	1,260	七月十七日	4,780	三月十日	2,550	八月一日	3,460	60	100	1,260	
松江市	1,260	七月十七日	4,780	三月十日	2,550	八月一日	3,460	60	100	1,260	
岡山市	1,260	七月十七日	4,780	三月十日	2,550	八月一日	3,460	60	100	1,260	
倉敷市	1,260	七月十七日	4,780	三月十日	2,550	八月一日	3,460	60	100	1,260	
廣島市	1,260	七月十七日	4,780	三月十日	2,550	八月一日	3,460	60	100	1,260	
吳市	1,260	七月十七日	4,780	三月十日	2,550	八月一日	3,460	60	100	1,260	
尾道市	3,740	八月二十八日	1,490	三月二十五日	680	八月一日	1,060	30	80	3,740	
福山市	3,740	八月二十八日	1,490	三月二十五日	680	八月一日	1,060	30	80	3,740	
下關市	4,000	八月二十五日	3,470	一月一日	680	八月一日	1,060	30	80	4,000	
宇都部市	1,260	十一月十六日	3,860	十二月二十六日	2,680	八月一日	3,330	100	170	1,260	
和歌山市	1,260	八月十四日	7,460	三月二十日	1,330	八月一日	3,810	100	360	1,260	
徳島市	1,260	八月十四日	7,460	三月二十日	1,330	八月一日	3,810	100	360	1,260	
高松市	1,260	八月十四日	7,460	三月二十日	1,330	八月一日	3,810	100	360	1,260	
九龍市	1,260	八月十四日	7,460	三月二十日	1,330	八月一日	3,810	100	360	1,260	
宇和島市	1,260	八月十四日	7,460	三月二十日	1,330	八月一日	3,810	100	360	1,260	
高知市	1,260	八月十四日	7,460	三月二十日	1,330	八月一日	3,810	100	360	1,260	
福岡市	1,260	八月十四日	7,460	三月二十日	1,330	八月一日	3,810	100	360	1,260	
門司市	1,260	八月十四日	7,460	三月二十日	1,330	八月一日	3,810	100	360	1,260	
久留米市	1,260	八月十四日	7,460	三月二十日	1,330	八月一日	3,810	100	360	1,260	
小倉市	1,260	八月十四日	7,460	三月二十日	1,330	八月一日	3,810	100	360	1,260	
若松市	1,260	八月十四日	7,460	三月二十日	1,330	八月一日	3,810	100	360	1,260	
大牟田市	1,260	八月十四日	7,460	三月二十日	1,330	八月一日	3,810	100	360	1,260	
飯塚市	1,260	八月十四日	7,460	三月二十日	1,330	八月一日	3,810	100	360	1,260	
別府市	1,260	八月十四日	7,460	三月二十日	1,330	八月一日	3,810	100	360	1,260	
佐賀市	1,260	八月十四日	7,460	三月二十日	1,330	八月一日	3,810	100	360	1,260	

大正十五年八月開始
市外給水

大正十五年四月開始
給水

水道名	配水		總量	一日最大配水量		一日最少配水量		一日平均 使用水量	一日一人 平均使用 水量	一日一人 最大 使用水量	計量給水量	備考
	月	日		月	日	月	日					
臺中	三、九〇、五〇〇	九月二十日	九、九六〇	五、九六〇	一、四〇〇	一、四〇〇	八、〇〇〇	五、九六〇	一、四〇〇	二、五〇〇	二、八〇〇	
彰化	三、七〇、二〇〇	六月二十八日	三、七〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	
臺南	三、四〇、六〇〇	九月二十四日	三、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	
嘉義	三、四〇、三〇〇	七月十四日	三、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	
高雄	三、三〇、三〇〇	六月十三日	三、三〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	
屏東	一、〇〇、七〇〇	八月五日	一、〇〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	
花蓮	五、八〇、五〇〇	八月二十四日	五、八〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	
大連	五、八〇、一〇〇	九月十四日	五、八〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	
旅順	八〇、〇〇〇	十二月三日	八〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	
金州	七〇、〇〇〇	四月二十五日	七〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	
荒井	一、五〇、八〇〇	八月二十六日	一、五〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	
江村	三、五〇、三〇〇	八月三日	三、五〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	
江村	四、八〇、七〇〇	八月三日	四、八〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	
瓦房店	三、二〇、一〇〇	十一月一日	三、二〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	
熊岳城	三、五〇、九〇〇	十一月一日	三、五〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	
蓋平	三、五〇、六〇〇	十一月一日	三、五〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	
大石橋	三、五〇、六〇〇	十一月一日	三、五〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	
海城	二、三〇、二〇〇	十二月二日	二、三〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	
鞍山	三、五〇、四〇〇	十二月二十八日	三、五〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	
遼陽	七〇〇、〇〇〇	二月二日	七〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	
蘇家屯	九〇〇、〇〇〇	九月十八日	九〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	
奉天	二、四〇〇、〇〇〇	六月二十五日	二、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	
鐵嶺	四〇〇、〇〇〇	八月一日	四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	
開原	三、五〇、〇〇〇	三月十七日	三、五〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	
四平街	三、九〇、〇〇〇	六月二日	三、九〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	
公主嶺	一、〇〇、〇〇〇	五月十日	一、〇〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	
橋頭	九〇〇、〇〇〇	七月八日	九〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	
長春	二、六〇、〇〇〇	十二月二十七日	二、六〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	
本溪湖	二、六〇、〇〇〇	一月十九日	二、六〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	
連山關	一、三〇、〇〇〇	三月三十一日	一、三〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	
雞冠山	一、三〇、〇〇〇	一月三十日	一、三〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	
安東	一、三〇、〇〇〇	八月九日	一、三〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	
煙臺	六、〇〇、〇〇〇	八月十五日	六、〇〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	
撫順	一、〇〇、〇〇〇	八月十四日	一、〇〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	
小川	一、〇〇、〇〇〇	八月十四日	一、〇〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	
玉川	一、〇〇、〇〇〇	八月十四日	一、〇〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	
株式會社	一、〇〇、〇〇〇	八月十四日	一、〇〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	
鐵道株式會社	一、〇〇、〇〇〇	八月十四日	一、〇〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	

Blank ledger page with faint horizontal lines and a vertical margin line on the left side.

DATE	DESCRIPTION	AMOUNT	BALANCE
1912			
1913			
1914			
1915			
1916			
1917			
1918			
1919			
1920			
1921			
1922			
1923			
1924			
1925			
1926			
1927			
1928			
1929			
1930			
1931			
1932			
1933			
1934			
1935			
1936			
1937			
1938			
1939			
1940			
1941			
1942			
1943			
1944			
1945			
1946			
1947			
1948			
1949			
1950			
1951			
1952			
1953			
1954			
1955			
1956			
1957			
1958			
1959			
1960			
1961			
1962			
1963			
1964			
1965			
1966			
1967			
1968			
1969			
1970			
1971			
1972			
1973			
1974			
1975			
1976			
1977			
1978			
1979			
1980			
1981			
1982			
1983			
1984			
1985			
1986			
1987			
1988			
1989			
1990			
1991			
1992			
1993			
1994			
1995			
1996			
1997			
1998			
1999			
2000			
2001			
2002			
2003			
2004			
2005			
2006			
2007			
2008			
2009			
2010			
2011			
2012			
2013			
2014			
2015			
2016			
2017			
2018			
2019			
2020			
2021			
2022			
2023			
2024			
2025			
2026			
2027			
2028			
2029			
2030			
2031			
2032			
2033			
2034			
2035			
2036			
2037			
2038			
2039			
2040			
2041			
2042			
2043			
2044			
2045			
2046			
2047			
2048			
2049			
2050			
2051			
2052			
2053			
2054			
2055			
2056			
2057			
2058			
2059			
2060			
2061			
2062			
2063			
2064			
2065			
2066			
2067			
2068			
2069			
2070			
2071			
2072			
2073			
2074			
2075			
2076			
2077			
2078			
2079			
2080			
2081			
2082			
2083			
2084			
2085			
2086			
2087			
2088			
2089			
2090			
2091			
2092			
2093			
2094			
2095			
2096			
2097			
2098			
2099			
2100			

第七給水區域内戸口増加率

最近十年(各年末)

〔備考〕 一 給水區域ハ市、町ニ在リテハ市、町全體ノ地域、會社又ハ組合等ニ在リテハ給水關係ノ市町村全體ノ地域トス
二 増加率欄ノ△印ハ減少チ示ス

水道名	行番號	大正五年		大正六年		大正七年		大正八年		大正九年		大正十年	
		戸數	人口	戸數	人口	増加率	人口	増加率	戸數	人口	増加率	人口	増加率
東京市	(1)	2,612,000	3,612,000	2,612,000	3,612,000	0.0	3,612,000	0.0	3,612,000	0.0	3,612,000	0.0	3,612,000
大阪市	(2)	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	0.0	1,000,000	0.0	1,000,000	0.0	1,000,000	0.0	1,000,000
京都市	(3)	500,000	500,000	500,000	500,000	0.0	500,000	0.0	500,000	0.0	500,000	0.0	500,000
神戸市	(4)	300,000	300,000	300,000	300,000	0.0	300,000	0.0	300,000	0.0	300,000	0.0	300,000
横濱市	(5)	200,000	200,000	200,000	200,000	0.0	200,000	0.0	200,000	0.0	200,000	0.0	200,000
名古屋	(6)	150,000	150,000	150,000	150,000	0.0	150,000	0.0	150,000	0.0	150,000	0.0	150,000
岐阜市	(7)	100,000	100,000	100,000	100,000	0.0	100,000	0.0	100,000	0.0	100,000	0.0	100,000
青森市	(8)	80,000	80,000	80,000	80,000	0.0	80,000	0.0	80,000	0.0	80,000	0.0	80,000
岩手市	(9)	70,000	70,000	70,000	70,000	0.0	70,000	0.0	70,000	0.0	70,000	0.0	70,000
秋田市	(10)	60,000	60,000	60,000	60,000	0.0	60,000	0.0	60,000	0.0	60,000	0.0	60,000
山形市	(11)	50,000	50,000	50,000	50,000	0.0	50,000	0.0	50,000	0.0	50,000	0.0	50,000
福島市	(12)	40,000	40,000	40,000	40,000	0.0	40,000	0.0	40,000	0.0	40,000	0.0	40,000
茨城県	(13)	30,000	30,000	30,000	30,000	0.0	30,000	0.0	30,000	0.0	30,000	0.0	30,000
栃木県	(14)	20,000	20,000	20,000	20,000	0.0	20,000	0.0	20,000	0.0	20,000	0.0	20,000
群馬県	(15)	15,000	15,000	15,000	15,000	0.0	15,000	0.0	15,000	0.0	15,000	0.0	15,000
埼玉県	(16)	10,000	10,000	10,000	10,000	0.0	10,000	0.0	10,000	0.0	10,000	0.0	10,000
千葉県	(17)	8,000	8,000	8,000	8,000	0.0	8,000	0.0	8,000	0.0	8,000	0.0	8,000
東京都	(18)	6,000	6,000	6,000	6,000	0.0	6,000	0.0	6,000	0.0	6,000	0.0	6,000
神奈川県	(19)	5,000	5,000	5,000	5,000	0.0	5,000	0.0	5,000	0.0	5,000	0.0	5,000
静岡県	(20)	4,000	4,000	4,000	4,000	0.0	4,000	0.0	4,000	0.0	4,000	0.0	4,000
愛知県	(21)	3,000	3,000	3,000	3,000	0.0	3,000	0.0	3,000	0.0	3,000	0.0	3,000
岐阜県	(22)	2,000	2,000	2,000	2,000	0.0	2,000	0.0	2,000	0.0	2,000	0.0	2,000
富山県	(23)	1,500	1,500	1,500	1,500	0.0	1,500	0.0	1,500	0.0	1,500	0.0	1,500
石川県	(24)	1,000	1,000	1,000	1,000	0.0	1,000	0.0	1,000	0.0	1,000	0.0	1,000
福井県	(25)	800	800	800	800	0.0	800	0.0	800	0.0	800	0.0	800
山梨県	(26)	700	700	700	700	0.0	700	0.0	700	0.0	700	0.0	700
長野県	(27)	600	600	600	600	0.0	600	0.0	600	0.0	600	0.0	600
新潟県	(28)	500	500	500	500	0.0	500	0.0	500	0.0	500	0.0	500
富山県	(29)	400	400	400	400	0.0	400	0.0	400	0.0	400	0.0	400
石川県	(30)	300	300	300	300	0.0	300	0.0	300	0.0	300	0.0	300
福井県	(31)	200	200	200	200	0.0	200	0.0	200	0.0	200	0.0	200
山梨県	(32)	150	150	150	150	0.0	150	0.0	150	0.0	150	0.0	150
長野県	(33)	100	100	100	100	0.0	100	0.0	100	0.0	100	0.0	100
新潟県	(34)	80	80	80	80	0.0	80	0.0	80	0.0	80	0.0	80
富山県	(35)	70	70	70	70	0.0	70	0.0	70	0.0	70	0.0	70
石川県	(36)	60	60	60	60	0.0	60	0.0	60	0.0	60	0.0	60
福井県	(37)	50	50	50	50	0.0	50	0.0	50	0.0	50	0.0	50
山梨県	(38)	40	40	40	40	0.0	40	0.0	40	0.0	40	0.0	40
長野県	(39)	30	30	30	30	0.0	30	0.0	30	0.0	30	0.0	30
新潟県	(40)	20	20	20	20	0.0	20	0.0	20	0.0	20	0.0	20
富山県	(41)	15	15	15	15	0.0	15	0.0	15	0.0	15	0.0	15
石川県	(42)	10	10	10	10	0.0	10	0.0	10	0.0	10	0.0	10
福井県	(43)	8	8	8	8	0.0	8	0.0	8	0.0	8	0.0	8
山梨県	(44)	7	7	7	7	0.0	7	0.0	7	0.0	7	0.0	7
長野県	(45)	6	6	6	6	0.0	6	0.0	6	0.0	6	0.0	6
新潟県	(46)	5	5	5	5	0.0	5	0.0	5	0.0	5	0.0	5
富山県	(47)	4	4	4	4	0.0	4	0.0	4	0.0	4	0.0	4
石川県	(48)	3	3	3	3	0.0	3	0.0	3	0.0	3	0.0	3
福井県	(49)	2	2	2	2	0.0	2	0.0	2	0.0	2	0.0	2
山梨県	(50)	1	1	1	1	0.0	1	0.0	1	0.0	1	0.0	1

